

市民が誇りに思えるまちなかを目指して

地域力でのまちなか再生

- まちなか再生計画策定検討委員会 報告書 -

平成20年1月

まちなか再生計画策定検討委員会

第1章 まちなか再生の意義

- 1 まちなかとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 まちなか再生はなぜ必要か・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 再生計画の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 まちなかの将来像

- 1 将来像と地域特性によるゾーニング・・・・・・・・・・ 5
- 2 まちなかと周辺地域との交通ネットワーク・・・・・・・・ 28
- 3 建物の高さと都市計画道路の見直し
(1) 建物の高さのあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
(2) 都市計画道路の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第3章 まちなか再生の進め方

- 1 計画期間と目標とする指標・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 2 再生のための手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

第4章 まちなか再生のための事業提案

- 1 分野ごとの事業の提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 2 リーディングプロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

<参考資料>

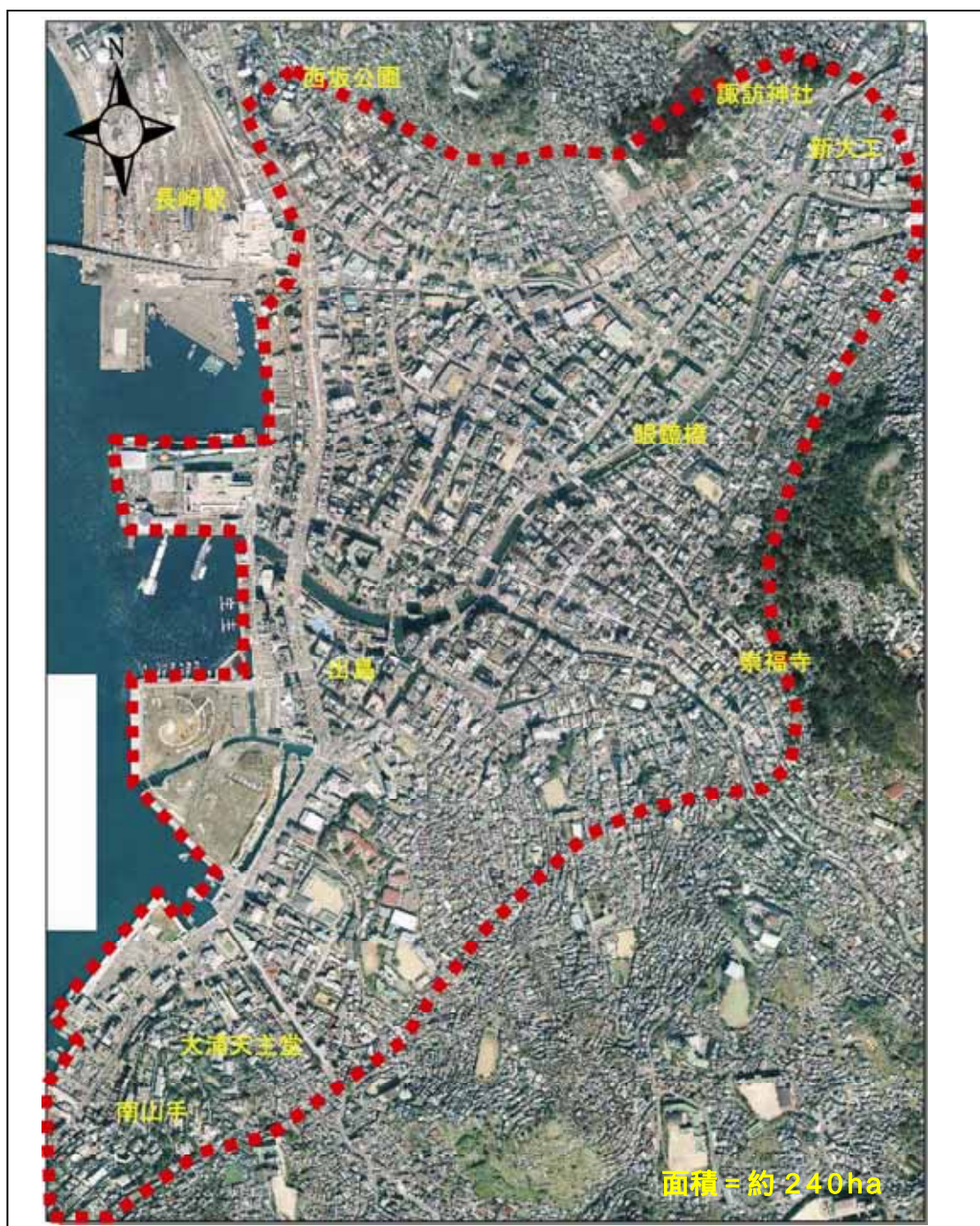
- まちなか再生計画策定検討委員会の経過・・・・・・・・・・ 参-1
- まちなか再生計画策定検討委員会設置要綱・・・・・・・・・・ 参-6
- まちなかミーティングの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 参-12
- 社会実験の概要
- 浜ぶら魅力アップ事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 参-25
- まちなか交通環境改善社会実験・・・・・・・・・・・・・・・・ 参-35

第1章 まちなか再生の意義

1 まちなかとは

「まちなか」とは、中島川や大浦川の両岸に広がり、歴史的な文化や伝統を色濃く残し、様々な都市機能が集中している古くからの市街地のことです。

まちなかは、長崎をけん引するエンジンにあたる重要な地域です。



2 まちなか再生はなぜ必要か

日本は、戦後の高度経済成長と人口の急増、車社会の到来によって、住宅や商業施設の郊外化が進みましたが、21世紀に入って、人口の減少（図1）や高齢化によって、都市基盤が整ったまちなかの再興が課題となっています。国においても、まちづくり3法を改正し、コンパクトシティの考え方に象徴される「集約型の都市づくり」を打ち出しています。

長崎では近年、高層マンションの増加によってまちなか居住が進みつつあります。しかし、マンションの増加（図2）による周辺環境の悪化やコミュニティの希薄化などのほか、特に狭い地域に歴史的建造物が集中する長崎では、歴史的景観との調和（図3）が問題となっています。また、中心商業地の活力低下（図4・図5）も深刻になっています。

一方で将来に目を転じると、中国をはじめとする東アジア諸国は世界の文化・経済のけん引役に成長しており、近接する九州も新たな成長局面に入りつつあります。古くからアジアや西洋との歴史的交流の担い手として独自の文化を創ってきた長崎は、住民が安心して質の高い暮らしを享受するとともに、文化によって国際的な集客交流を行い、日本、九州の中でも個性ある都市として発展することが望まれます。

そのためにも、まちなかは、歴史及び文化資産の集積と商業・サービスなどの集積を背景に、長崎をけん引するエンジンにあたる地域として、維持発展し続けることが必要です。

本委員会では、こうした考えのもと、まちなかについて、「人優先をより徹底すると共に、これまでの歴史や文化に加え、新たな魅力・活力を創造・発信するまちづくり」を目指し、「市民が誇りに思えるまちなかを、市民が主役になってつくる」ことを提言いたします。

<まちなかの現状>

図1 まちなかの人口推移



図2 マンション建設数



図3 歴史的建造物の消失

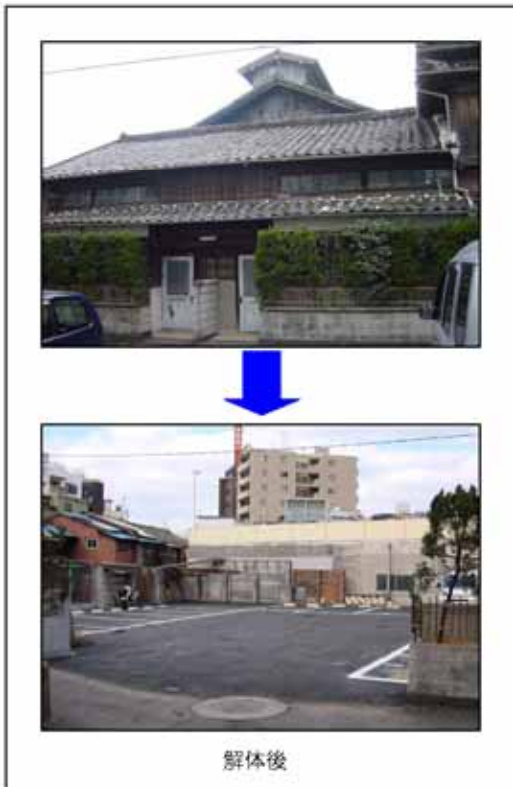


図4 小売販売額の推移

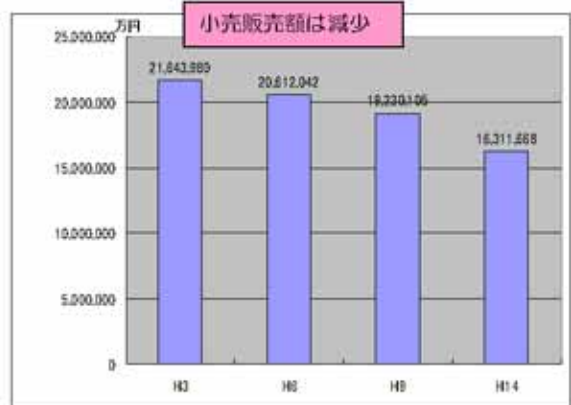
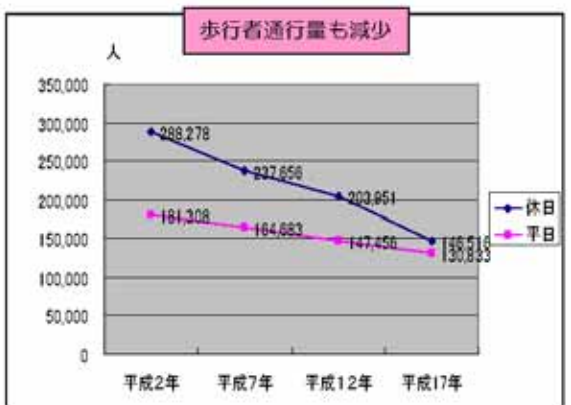


図5 歩行者通行量の推移



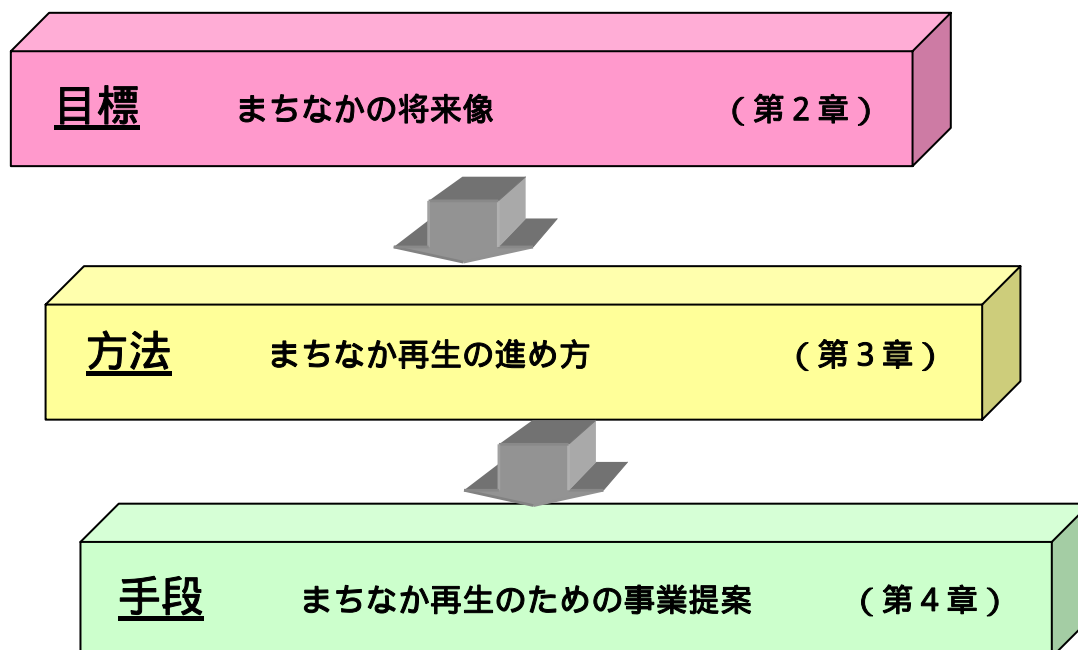
3 再生計画の考え方

まちなかでは、これまで各分野で種々の施策が進められてきましたが、総合的な視野に立つと、それぞれの事業の関連性が希薄で、相乗効果が図られず、十分な効果が発揮できていないものも見受けられます。これは、長崎のまちづくりを進める上で、まちなかを将来こういう街にしたいという、まちなかの将来像が共有できていなかったところに大きな要因があるのではないかと考えられます。

まちづくりは、多くの人々が関係し、長い年月を要するチャレンジです。まちづくりの目標（将来像）を明確にし、その実現に向け、着実に歩みを進めるための方法（進め方）を考え、具体的な手段（事業）を示し、共通の認識の上で、まちなかの再生に取り組まなければなりません。

本報告では、こうした考え方から、次の3区分により、提言を行うこととしました。

提言の構成



第2章 まちなかの将来像

1 将来像と地域特性によるゾーニング

(1) まちなかの将来像

まちなかは、商業や行政などの都市の中心的な機能を果たしているほか、国際交流によって育まれた異国情緒を求める観光によって、長崎の中核の役割を担ってきました。今後も長崎の個性を輝かせる魅力的なまちなかであるために、これらの魅力に更なる磨きをかけ、整った都市基盤や生活に便利な施設を活用した居住推進や、新たなトレンドを創造・発信する機能を付加することが必要です。そのためには、そこに暮らし集う人々が、まちに誇りを持ち、考え、そして何よりも行動することが求められています。

このような考えから、まちなかの将来像を次のように設定します。

歴史や文化を実感し発信するまちなか

- 町家や洋館などの歴史的建造物を大切にし、地域の歴史特性に根ざした、地域の魅力を表現する景観を形成します。
- 長崎くんちに代表される町人文化などの特有の文化を伝承するとともに、長崎から新たな文化を創造発信します。



多様な世代が暮らしたくなるまちなか

- 学校や病院、商店などの生活に便利な施設が整ったまちなかの特性を活かし、次世代を担うファミリー層を中心に、多様な世代がふれあいながら、安全で安心して、歩いて暮らせる環境を整え、まちなか居住を進めます。



人々が集い賑わうまちなか

- 多くの人々が集い、賑わうまちにふさわしい魅力や活力を高めるとともに、長崎ならではの新たな流行を創造・発信します。
- 賑わいの連続性を意識し、まちにちりばめられた特色ある地域を回遊しやすい環境に整えます。また、併せてまちなかへの交通の利便性を向上させます。



地域力が創造するまちなか

- 地域のふれあいを大切にし、地域や市民自らが企業や行政、NPO等の多様な組織との連携を図りながら、まちを守り、育て、創るために行動し、その集積がまちなかを支えるような地域の力や市民の力の結集を進めます。

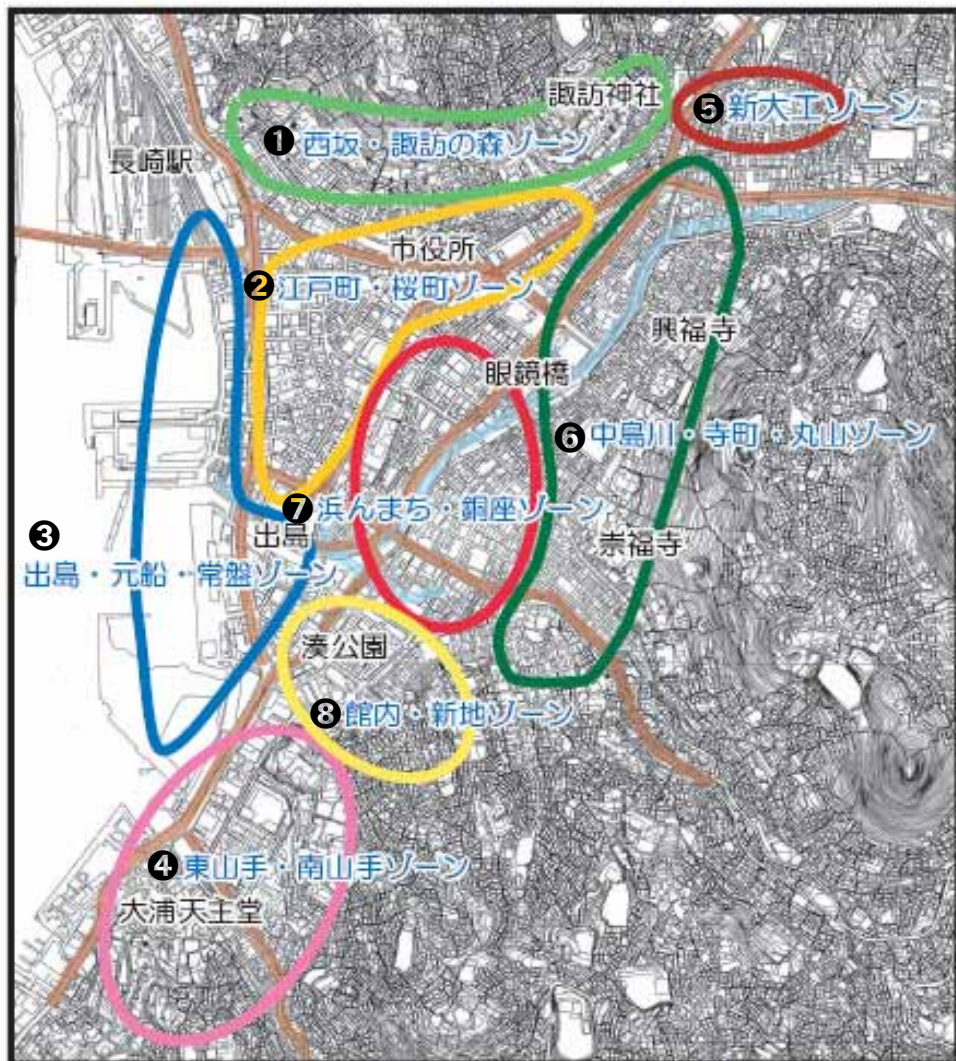


(2)地域特性によるゾーニング

長崎のまちなかには、鎖国時代からの国際交流によって育まれた文化や物語が蓄積されています。例えば、出島にもたらされた西洋文化、中国との交易による新地周辺の文化や景観、町人文化を残す町家のまちなみ、開国後の居留地など日本の中でも際立った個性を持つ地域が集まっています。

まちなかの再生のために、こうした長崎ならではの歴史や文化を重視し、8つの地区にゾーニングして、まちづくりを進めることにします。

<ゾーニング図>



<ゾーン名>

- ① 西坂・諏訪の森ゾーン
- ② 江戸町・桜町ゾーン
- ③ 出島・元船・常盤ゾーン
- ④ 東山手・南山手ゾーン
- ⑤ 新大工ゾーン
- ⑥ 中島川・寺町・丸山ゾーン
- ⑦ 浜んまち・銅座ゾーン
- ⑧ 館内・新地ゾーン

<まちづくりのコンセプト>

- 豊かな緑と歴史を体感するやすらぎのまち
- 行政・ビジネスの集積と都心居住のまち
- みなとまちの風情と芸術のおしゃれなまち
- 異国情緒あふれる国際交流のまち
- 商店街・市場を中心としたふだん着のまち
- 和のたたずまいと賑わいのまち
- 長崎文化を体感し、発信する賑わいのまち
- 中国文化に触れ、食を楽しむまち

(3)ゾーンのイメージ図

ゾーンのコンセプトを踏まえて、ゾーン毎にまちづくりの方針を設定しました。また、具体的なイメージ図もゾーン別に提案します。

イメージ図では、既に進められている既存の事業はそのまま位置付けて表示し、加えて、本委員会の提案を示しています。また、その提案を実現する事業については、第4章の「まちなか再生のための事業提案」で記しています。

<イメージ図の凡例>

図の凡例

| 分類 | 凡例 | 記号 | 分類 | 凡例 | 記号 |
|--------------|----------------|----|---------|-----------|----|
| 歴史・文化・ 景観 | 歴史・文化・景観の保全地区 | | 居住 | 都心居住推進地区 | |
| | 歴史・文化・景観の眺望軸 | | | 住環境保全地区 | |
| | 歴史・文化・景観の通り | | 賑わい | 中心賑わい拠点 | |
| | 歴史・文化・景観の拠点 | | | 生活賑わい拠点 | |
| | 視点場 | | | 観光賑わい拠点 | |
| 道路・交通 | 歩行者ネットワーク | | 飲食賑わい拠点 | | |
| | 都市計画道路(整備・廃止) | | 賑わいの空間 | | |
| | 交通施設 | | 賑わいの通り | | |
| | ゾーン連携軸 | | 自然 | 緑の保全地区 | |
| | 交通結節点(電停・バス停等) | | | 水辺の骨格 | |
| | | | 多様な連携 | 地域と企業等の連携 | |

コメントの凡例

| | | | | | |
|----|-----------------|---|-------------|---|-------|
| 下線 | まちづくりの方針を支える方向性 | ● | 方向性に対する取り組み | ▪ | 取り組み例 |
|----|-----------------|---|-------------|---|-------|

ゾーンの特性とまちづくりのコンセプト

| ゾーン名 | 特 徴 | | コンセプト | まちづくりの方針 |
|--------------|--|--|---------------------|--|
| 西坂・諏訪の森ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> 教会と周辺の緑の景観 長崎を代表する諏訪神社と鎮守の森 長崎の歴史や文化の体感、発信 | <ul style="list-style-type: none"> 緑豊かな市民の憩いの空間 高級感のある落ち着いた住環境 歴史的景観と調和した住環境 | 豊かな緑と歴史を体感するやすらぎのまち | <ul style="list-style-type: none"> 教会、寺、神社が並ぶ歴史的景観と和の雰囲気大切に。 緑を感じる落ち着いた住環境を守るため、建物の高さを抑える。 |
| 江戸町・桜町ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> 県内一の行政やビジネスの集積 働きやすい環境 市民が学び憩う空間 | <ul style="list-style-type: none"> 住環境に配慮した都心居住推進 暮らしやすい空間 | 行政・ビジネスの集積と都心居住のまち | <ul style="list-style-type: none"> 働きやすい環境をつくり、行政・ビジネス機能を集積する。 暮らしやすい快適な空間をつくり都心居住を推進する。 |
| 出島・元船・常盤ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> 水辺が感じられる景観 水辺を歩きたくなる憩いの空間 水辺が感じられる飲食施設 | <ul style="list-style-type: none"> 芸術文化の創造、発信と歩行者動線 出島の魅力を活かした賑わい動線 | みなとまちの風情と芸術のおしゃれなまち | <ul style="list-style-type: none"> 水辺の雰囲気が感じられ歩きたくなる空間をつくる。 芸術文化を創造発信する。 出島の歴史的魅力を活かした賑わいの回廊をつくる。 |
| 東山手・南山手ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> 守るべき洋館群と教会の景観 山手から海を望む景観 キリスト教系の学校と山手の景観 長崎を代表する洋館の景観 | <ul style="list-style-type: none"> 石畳と坂と港 国内外の人々の交流 地元主催の居留地まつり | 異国情緒あふれる国際交流のまち | <ul style="list-style-type: none"> 長崎が世界に誇る教会や洋館のまちなみを守る。 山手の魅力を活かし、国内外の人々との交流を図る。 活発な地域コミュニティ活動を発展させ、他地域のモデルにする。 |
| 新大工ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> 生活感のある古いまちなみと住宅地 昔ながらの銭湯 活気ある市場 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅地に近い生活密着の商店街 老舗の商店 沿道(R34)に供給が進む中高層住宅 | 商店街・市場を中心としたふだん着のまち | <ul style="list-style-type: none"> 生活に密着した商店街の賑わいをつくる。 古いまちなみと調和した中高層住宅の建設を誘導する。 |
| 中島川・寺町・丸山ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> 中島川の潤いと石橋群の景観 古くからの町割りと石橋からの眺め 長崎を代表する寺院群 町人文化がいきづく町家の街並み | <ul style="list-style-type: none"> 町人文化を代表する長崎くんち 古くから長崎のもてなしをしてきた料亭 料亭文化を支える長崎検番 | 和のたたずまいと賑わいの粋なまち | <ul style="list-style-type: none"> 町人文化が息づくまちなみを守り、建物の高さを抑える。 商店街の賑わいと地域のふれあいを活かし、多様な世代の居住を進める。 歩行者が安全で楽しく歩ける空間をつくる。 |
| 浜んまち・銅座ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> 広域から集客する賑わいのアーケード 鮮魚販売を中心とした築町周辺 長崎一の夜の歓楽街 | <ul style="list-style-type: none"> 渋滞の春雨通り 集中している交通の利便性の向上 県内一の商店街 | 長崎文化を体感し、発信する賑わいのまち | <ul style="list-style-type: none"> 商業、飲食や娯楽の魅力を高め、広域からの集客を図る。 若者が集まり新しい商品や文化を生み出すまちをつくる。 交通の利便性を高める。 パブリックスペースを確保する。 |
| 館内・新地ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> 長崎の中国文化の顕在化 中国文化の体験 中華料理店が並ぶ中華街 | <ul style="list-style-type: none"> 食べ歩き 唐人屋敷 | 中国文化に触れ、食を楽しむまち | <ul style="list-style-type: none"> 唐人屋敷跡を整備し、長崎の中国文化を顕在化する。 中華街を中心として、食べ歩いて楽しいまちをつくる。 |

各ゾーンのイメージ図

①西坂・諏訪の森ゾーン

まちなか再生計画策定検討委員会からの提案(まちなかのイメージ図案)

※ここに描かれたものは委員会の提案であり、これらが将来的に全て実施されるとは限りません。

(1)西坂・諏訪の森ゾーン

コンセプト

豊かな緑と歴史を体感するやすらぎのまち

まちづくりの方針

- I 教会、寺、神社が並ぶ歴史的景観と和の雰囲気を大切にする。
- II 緑を感じる落ち着いた住環境を守るため、建物の高さを抑える。

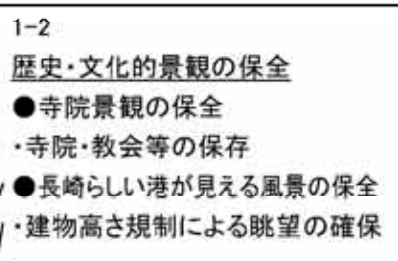
1-1
世界遺産候補地の眺望を守る
●大浦天主堂と二十六聖人殉教地が望める景観軸の形成
・建物高さの規制による眺望の確保、周囲・背後景観の形成



1-7
賑わいの回廊をつくる
●駅からの動線の充実
・交通アクセス改善
●にぎわい創出
・駅の整備に併せた駅と連携した商店街づくり

1-5
多様な世代の居住促進
●地域貢献施設の誘導
・まちづくり方針に整合する地域貢献施設の誘導支援(子育て・高齢者支援施設など)

1-2
歴史・文化的景観の保全
●寺院景観の保全
・寺院・教会等の保存
●長崎らしい港が見える風景の保全
・建物高さ規制による眺望の確保



1-4
落ち着いた住環境を守る
●緑を感じる中低層のまちなみ保全
・建物の高さを抑える(面的規制)



1-3
歴史・文化的景観への調和
●歩いて楽しいまちすじ景観の形成
・板塀の保存(日銀前通り)
・調和した建築物(高さ・色・広告物など)への誘導
・お上りルート顕在化(神社参道)
・まち歩き観光の推進(西坂～諏訪の森)
・低未利用地・塀の緑化推進



1-6
安全で安心して歩ける空間をつくる
●安全・安心な歩行空間の確保
・案内、照明、舗装等の充実(電停・バス停～長崎歴史文化博物館)
・国道34号線の歩道の整備(桜町小学校～馬町交差点)



まちなか再生計画策定検討委員会からの提案(まちなかのイメージ図案)

※ここに描かれたものは委員会の中間提案であり、これらが将来的に全て実施されるとは限りません。

(2)江戸町・桜町ゾーン

コンセプト

行政・ビジネスの集積と都心居住のまち

まちづくりの方針

- I 働きやすい環境をつくり、行政・ビジネス機能を集積する。
- II 暮らしやすい快適な空間をつくり都心居住を推進する。

2-4

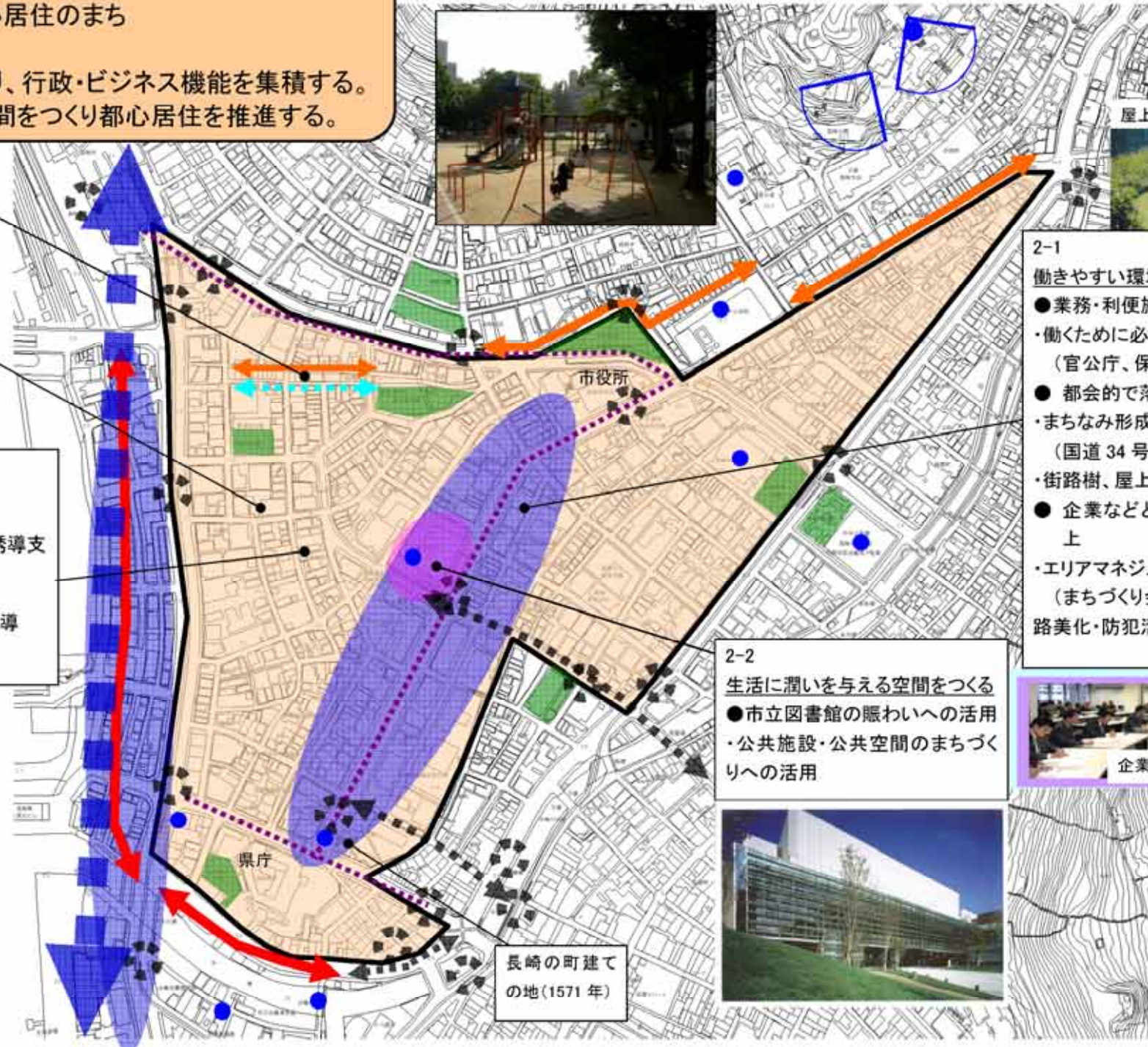
暮らしやすい空間の創造

- 水と緑のネットワーク形成
- ・河川のオープン化
(岩原都市下水路)
- 住環境を守る
- ・商業地域でも一定の住環境が守られる方策の検討

2-3

多様な世代の居住促進

- 地域貢献施設の誘導
- ・まちづくり方針に整合する地域貢献施設の誘導支援
(子育て・高齢者支援施設など)
- 公園が多い利点を活かした都心居住の誘導
- ・都心居住の誘導支援



2-1

働きやすい環境をつくる

- 業務・利便施設を集積
- ・働くために必要な施設を集積維持
(官公庁、保育・託児所、飲食店など)
- 都会的で落ち着きある景観形成
- ・まちなみ形成のルールづくり
(国道34号線 市役所～県庁)
- ・街路樹、屋上・壁面緑化の推進
- 企業などと地域の連携による地区の価値向上
- ・エリアマネジメントの活動支援
(まちづくり会社の設立、各種イベント活動、道路美化・防犯活動など)

屋上緑化



業務機能の集積



2-2

生活に潤いを与える空間をつくる

- 市立図書館の賑わいへの活用
- ・公共施設・公共空間のまちづくりへの活用

企業と地域の連携



職場近くの保育園



③出島・元船・常盤ゾーン

まちなか再生計画策定検討委員会からの提案(まちなかのイメージ図案)

※ここに描かれたものは委員会の提案であり、これらが将来的に全て実施されるとは限りません。

(3)出島・元船・常盤ゾーン

コンセプト

みなとまちの風情と芸術のおしゃれなまち
まちづくりの方針

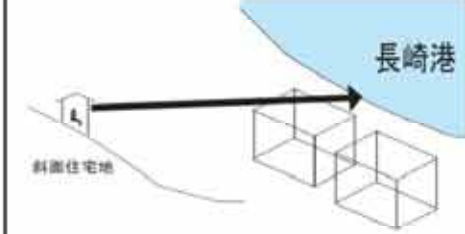
- I 水辺の雰囲気が感じられ歩きたくなる空間をつくる。
- II 芸術文化を創造発信する。
- III 出島の歴史的魅力を活かした賑わいの回廊をつくる。

3-2

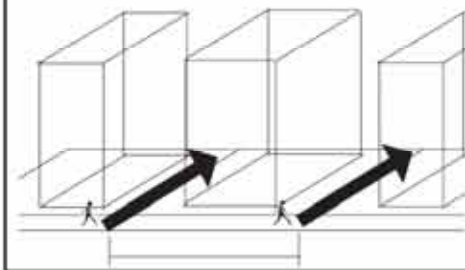
水辺の雰囲気を感じられる空間をつくる

- 港の景観を保全する

・建物高さ規制による港への眺望確保



・建物間隔の規制による港への眺望確保



3-3

歩きたくなる賑わいの連続した空間をつくる

- 水辺を感じる通りづくり
- ・(都)浦上川線等による歩道整備
- ・水と緑のネットワーク
(駅～大波止～中島川プロムナードの形成)
- 公園・道路空間の有効活用による賑わい創出
- ・屋台などにより賑わいの連続性をつくる
(駅～大波止～浜の町)
- ・出島ワーフでの食文化発信
- ・水辺の森公園の賑わい活用
- 芸術文化を創造発信し、歩きたくなる空間づくり
- ・倉庫群と元船遊歩道を活かした賑わい創出
- ・水辺の森公園遊休地の有効活用による賑わい創出



3-1

世界遺産候補地の眺望を守る

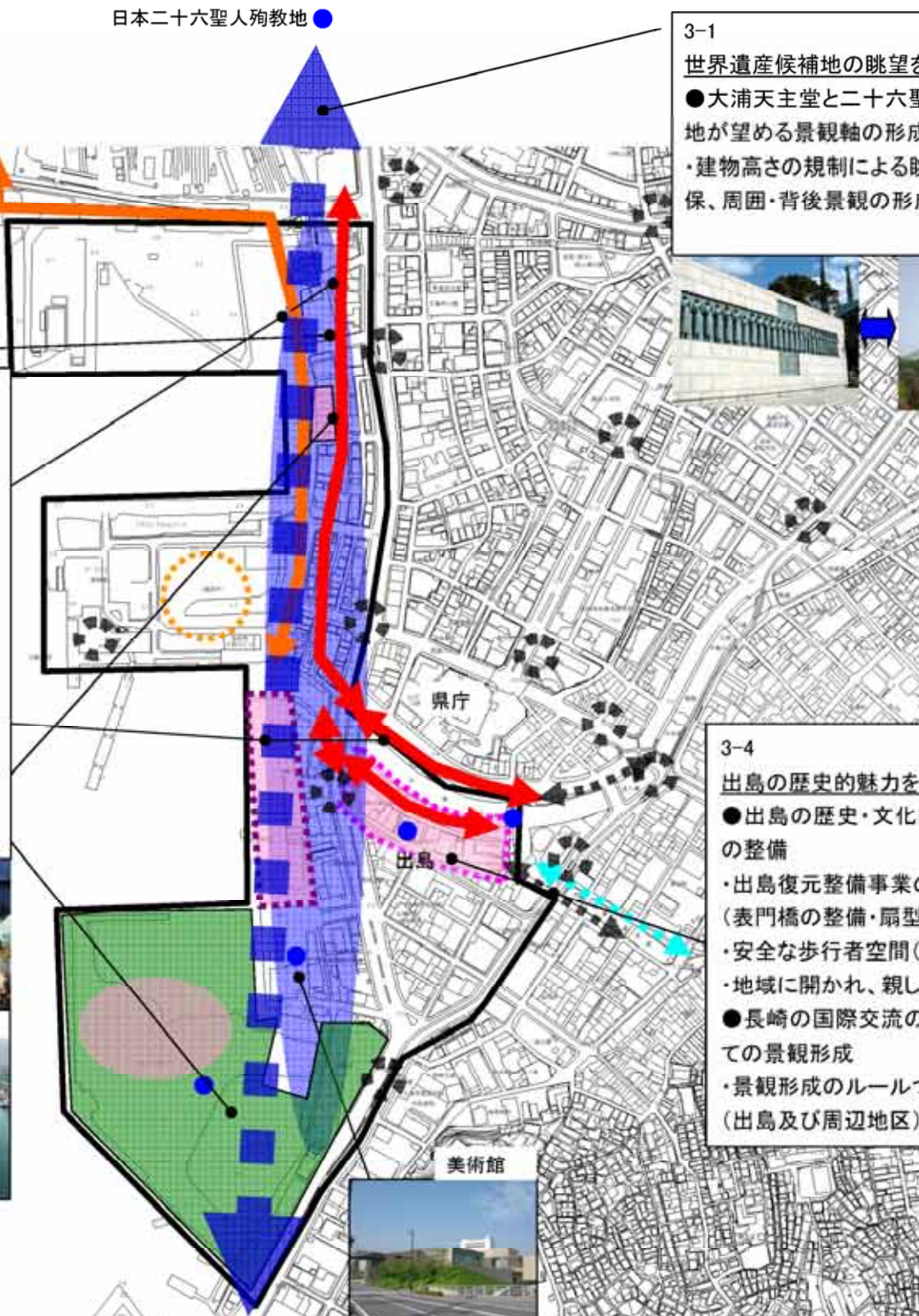
- 大浦天主堂と二十六聖人殉教地
地が望める景観軸の形成
- ・建物高さの規制による眺望の確保、周囲・背後景観の形成



3-4

出島の歴史的魅力を活かした回廊づくり

- 出島の歴史・文化を活かした観光拠点の整備
- ・出島復元整備事業の推進
(表門橋の整備・扇型の顕在化)
- ・安全な歩行者空間(出島～新地)
- ・地域に開かれ、親しまれる出島の形成
- 長崎の国際交流の歴史的シンボルとしての景観形成
- ・景観形成のルールづくり
(出島及び周辺地区)



④東山手・南山手ゾーン

まちなか再生計画策定検討委員会からの提案(まちなかのイメージ図案)

※ここに描かれたものは委員会の提案であり、これらが将来的に全て実施されるとは限りません。

(4)東山手・南山手ゾーン

コンセプト

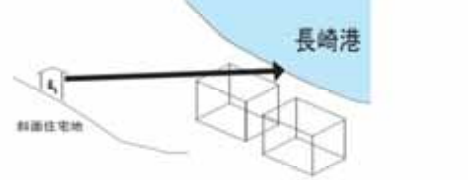
異国情緒あふれる国際交流のまち
まちづくりの方針

- I 長崎が世界に誇る教会や洋館の街並みを守る。
- II 山手の魅力を活かし、国内外の人々との交流を図る。
- III 活発な地域コミュニティ活動を発展させ、他地域のモデルにする。

4-2
山手の魅力を活かした水辺空間の形成

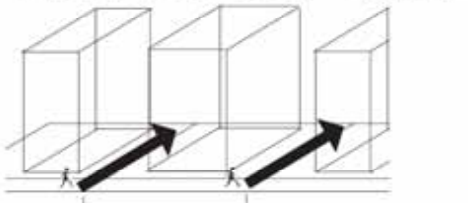
- 港の景観を保全する

- ・建物高さの規制による港への眺望確保



長崎港

- ・建物間隔の規制による港への視界確保



4-6
新たな居住・賑わい空間の創出

- 山手居住の推進
- ・公有地(浪の平小学校跡地など)の活用
- ・洋館保存のための居住などでの活用
- 旧居留地の景観に配慮した居住誘導
- ・調和した建築物(高さ・色・広告物など)への誘導
- 新たな賑わい拠点の創出
- ・南大浦地区拠点地域再生事業
- ・沿道景観と一体の道路整備
- 道路空間の有効活用による賑わいの連続性をつくる
- ・屋台などによる賑わいの創出



(東山手～新地)

4-4
交流の基点を整備する

- 海外からの海の玄関口の魅力向上(松ヶ枝国際観光埠頭)
- ・賑わい・交流空間としての活用
- ・乗継機能の整備


4-1
世界遺産候補地の眺望を守る

- 大浦天主堂と二十六聖人殉教地が望める景観軸の形成
- ・建物高さの規制による眺望の確保、周囲・背後景観の形成





4-3
教会や洋館のまちなみを守る

- 歴史的建造物等の保存
- ・歴史的建造物等の保存(洋館居住の推進などによる)
- ・都市計画道路の見直し



どんどん坂と洋館



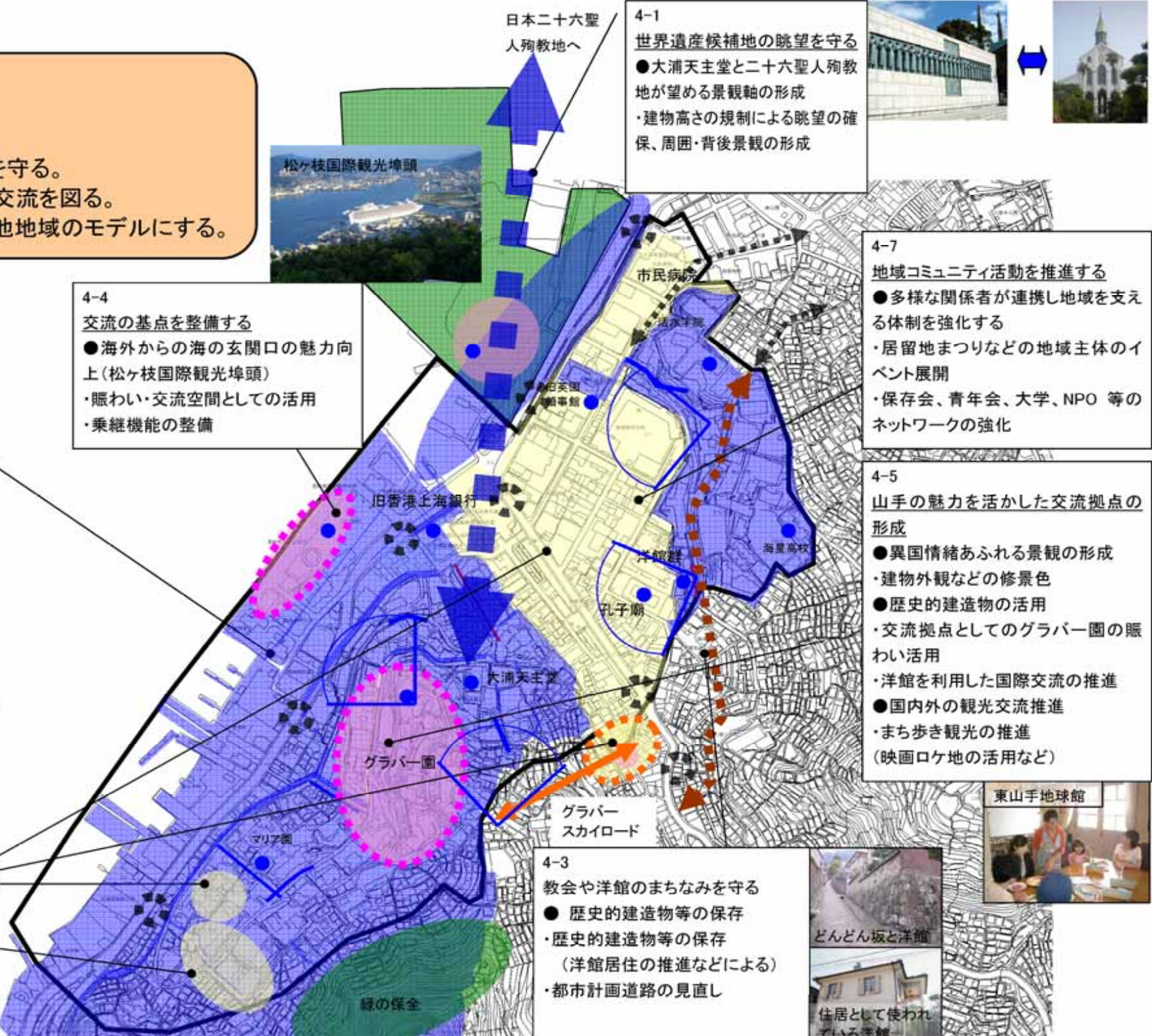
住居として使われている洋館

4-7
地域コミュニティ活動を推進する

- 多様な関係者が連携し地域を支える体制を強化する
- ・居留地まつりなどの地域主体のイベント展開
- ・保存会、青年会、大学、NPO 等のネットワークの強化

4-5
山手の魅力を活かした交流拠点の形成

- 異国情緒あふれる景観の形成
- ・建物外観などの修景色
- 歴史的建造物の活用
- ・交流拠点としてのグラバー園の賑わい活用
- ・洋館を利用した国際交流の推進
- 国内外の観光交流推進
- ・まち歩き観光の推進(映画ロケ地の活用など)



⑤新大工ゾーン

まちなか再生計画策定検討委員会からの提案(まちなかのイメージ図案)

※ここに描かれたものは委員会の提案であり、これらが将来的に全て実施されるものではありません。

(5)新大工ゾーン

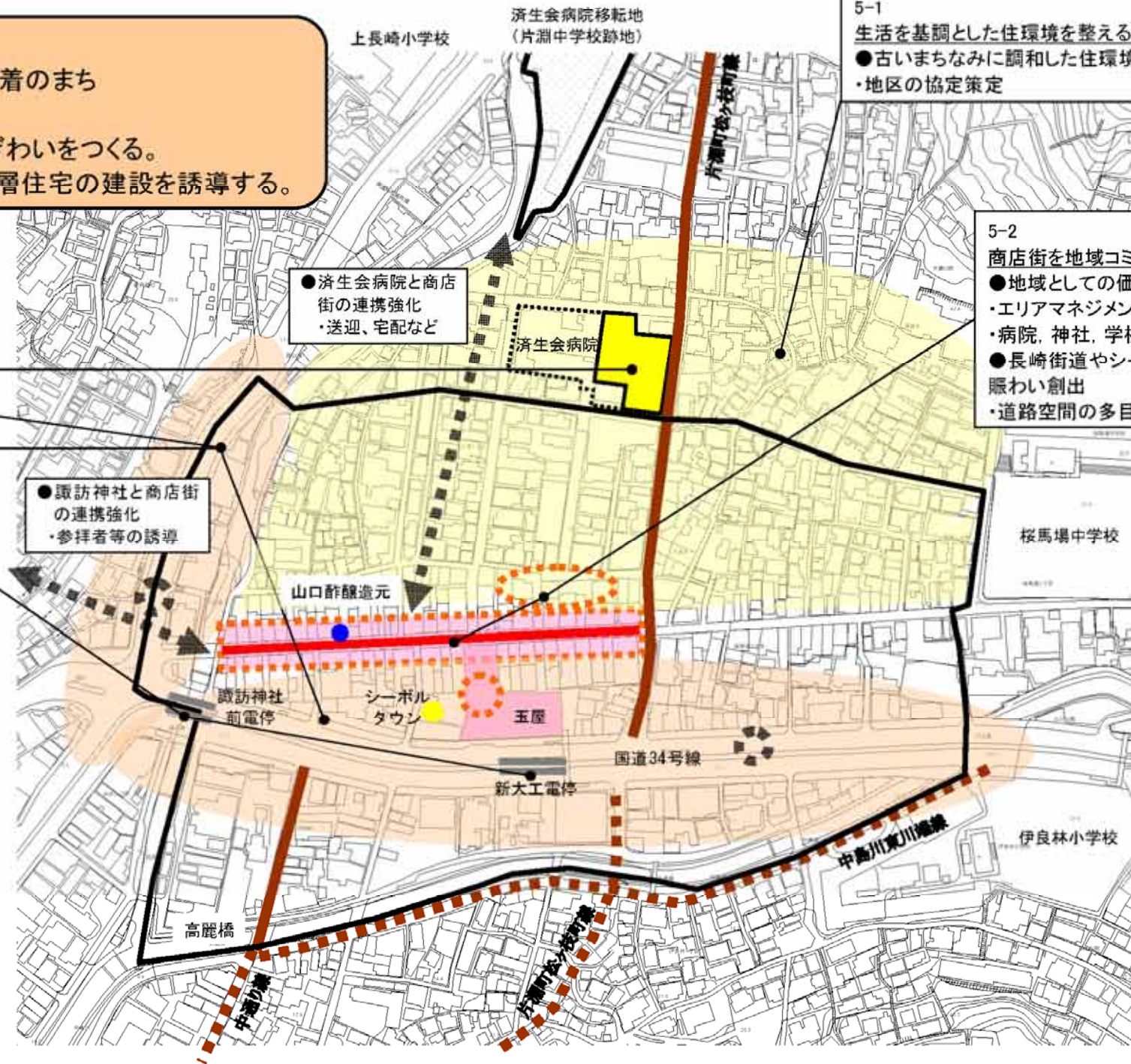
コンセプト

商店街・市場を中心としたふだん着のまち
まちづくりの方針

- I 生活に密着した商店街のにぎわいをつくる。
- II 古いまちなみと調和した中高層住宅の建設を誘導する。

5-1

- 生活を基調とした住環境を整える
- 良好な中高層住宅の建設誘導と併せた生活支援機能の充実
 - ・済生会病院跡地(公有地)の有効活用
 - ・地域貢献施設の誘導方策の確立
 - 住環境を守る
 - ・商業地域でも一定の住環境が守られる方策の検討
 - 公共交通機関の利便性を高める
 - ・電停などのバリアフリー化の推進



●済生会病院と商店街の連携強化
・送迎、宅配など

●諏訪神社と商店街の連携強化
・参拝者等の誘導

5-1

- 生活を基調とした住環境を整える
- 古いまちなみに調和した住環境を守る
 - ・地区の協定策定



5-2

- 商店街を地域コミュニティ拠点とする
- 地域としての価値の向上
 - ・エアーマネジメントの展開
 - ・病院、神社、学校などと商店街との連携強化
 - 長崎街道やシーボルトとのつながりを活かした賑わい創出
 - ・道路空間の多目的利用の支援



⑥中島川・寺町・丸山ゾーン

※ここに描かれたものは委員会の提案であり、これらが将来的に全て実施されるとは限りません。

まちなか再生計画策定検討委員会からの提案(まちなかのイメージ図案)

(6)中島川・寺町・丸山ゾーン

コンセプト

和のたたずまいと賑わいの粋なまち

まちづくりの方針

- I 町人文化が息づくまちなみを守り、建物の高さを抑える。
- II 商店街の賑わいと地域のふれあいを活かし、多様な世代の居住を進める。
- III 歩行者が安全で楽しく歩ける空間をつくる。

6-8
 中通り商店街の賑わい創出
 ●まちなみ保全と賑わい・歩行者空間を確保する建築ルールをつくる
 ・地区計画などを活用した建築ルールの形成
 (低層部は店舗などを誘導し賑わい創出)
 (建物の壁面線を守り、低層部分に歩きやすい賑わいの溜まり場を創出)

6-6
 多様な世代の居住促進
 ●地域貢献施設の誘導
 ・まちづくり方針に整合する地域貢献施設の誘導支援(子育て・高齢者支援施設など)
 ●安価な住宅を供給する
 ・公有地(保育所)の建替え時期に合わせた有効活用(民間公募、定期借地権による安価な住宅供給、地域に必要な施設も併設)

6-9
 川を活かした楽しく過ごせる空間の創出
 ●中島川公園の有効活用・規制緩和
 ・水と緑のネットワーク(駅~大波止~中島川プロムナードの形成)
 ・市民のイベント活動への柔軟な対応

6-3
 歴史的建造物の保全・活用
 ●歴史的建造物の周辺の景観を守る
 ・観光・歴史的資産周辺の高さ規制
 ●市民等の参加による町家などを保全活用するシステムの構築
 ・町家情報バンク制度
 ・住民参加型まちづくりファンドの活用など

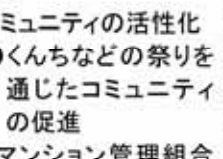
6-1
 町人文化が息づくまちなみの誘導
 ●低未利用地の有効活用によるまちなみの誘導
 ・くち倉庫の建設
 ●歩いて楽しいまちすじ景観形成
 ・お上りルートの顕在化(銀屋町通り・中通り)

6-2
 和のたたずまいを感じる通りをつくる
 ●水辺に調和した景観形成の通りをつくる(中島川沿道)
 ・眼鏡橋からの眺望を確保
 ●町家に調和した景観形成の通りをつくる(東古川通り)
 ・調和した建物(高さ・色・広告物など)への誘導
 ●寺町通り、中通りのまちなみを保全する
 ・都市計画道路見直し
 ・調和した建物(高さ・色・広告物など)への誘導



6-5
 歩行者が安全で楽しく歩ける空間をつくる
 ●車優先から人間優先への道路に転換し、安全で楽しく歩ける空間をつくる(寺町通り、中通り)
 ・まち歩き環境の整備
 ・交通ルールの工夫(車の速度を抑制する仕組み)(通過交通の削減)(駐車場附置義務の見直し)

6-4
 地域文化の顕在化
 ●地区の多様な関係者が地区独自の文化を考える機会を促進する
 ・和の文化を体験する(長崎検番、中の茶屋、料亭)



⑦浜んまち・銅座ゾーン

まちなか再生計画策定検討委員会からの提案(まちなかのイメージ図案)

(7)浜んまち・銅座ゾーン

※ここに描かれたものは委員会の提案であり、これらが将来的に全て実施されるとは限りません。

コンセプト

長崎文化を体感し、発信する賑わいのまち

まちづくりの方針

- I 商業、飲食や娯楽の魅力高め、広域からの集客をはかる。
- II 若者が集まり新しい商品や文化を生み出すまちをつくる。
- III 交通の利便性を高める。
- IV パブリックスペースを確保する。

7-5
公共交通の利用促進
● 買物と連携した公共交通機関の利用促進
・スマートカードや携帯電話など電子マネーを活用した買物ポイントサービス

7-6
交通の利便性を高める
● 春雨通りの渋滞を緩和する
・交差点の改良
・タクシープールやタクシーベ이를整備



7-1
商店街の魅力高める
● 商店街組合がまちづくり方針を共有し地区の価値を高める取組を行う
・商店街エリアマネジメントの展開
IT・メディアによる情報発信
市場の活性化(長崎食文化の発信)
・自主まちづくり計画の策定
・道路空間・空き店舗等の有効活用



7-2
回遊性の向上
● 可能な範囲での車の進入排除により、安全な歩行者優先の空間をつくる
・都市計画道路の見直し
・水と緑のネットワーク(駅~大波止~中島川プロムナードの形成)
・中央橋周辺の歩行環境と案内サービスの充実
・駐車場附置義務の見直し
● 通りのにぎわいを連続させる
・建物低層部へ店舗立地を誘導する

7-3
若者が集まる通りをつくる
● 若者向けの店舗を誘導
・空き店舗の活用



7-4
滞在時間を延ばす仕組みをつくる
● 浜んまちと周辺商店街の特徴を活かして賑わいの連携強化を図る
・浜んまちと観光拠点、飲食店街、市場とが連携したサービスの向上



③館内・新地ゾーン

まちなか再生計画策定検討委員会からの提案(まちなかのイメージ図案)

※ここに描かれたものは委員会の提案であり、これらが将来的に全て実施されるとは限りません。

(8)館内・新地ゾーン

コンセプト

中国文化に触れ、食を楽しむまち

まちづくりの方針

- I 唐人屋敷跡を整備し、長崎の中国文化を顕在化する。
- II 中華街を中心にして、食べ歩いて楽しいまちをつくる。

- 8-2
食べて歩いて楽しいまち
- 公共空間の有効活用 (湊公園・道路)
 - 点心などを気軽に食べられる仕組み(屋台など)
 - 中華街の魅力発信
 - 新たな食の発信



- 8-3
歩いて楽しいまちなみをつくる
- 都市計画道路の見直し
 - まちづくりと一体となった道路整備 (稲田町～海星高校)
 - 既存道路活用による計画廃止 (正覚寺～稲田町)
 - (湊公園～銅座橋)

- 8-4
賑わいの回廊をつくる
- 水辺の歩行者ネットワークの形成
 - 銅座川ふれあいの水辺整備事業
 - 安心して歩ける空間の確保
 - 浜んまち・銅座方面へ歩いて楽しい仕組みをつくる
 - 安心して歩ける空間の確保

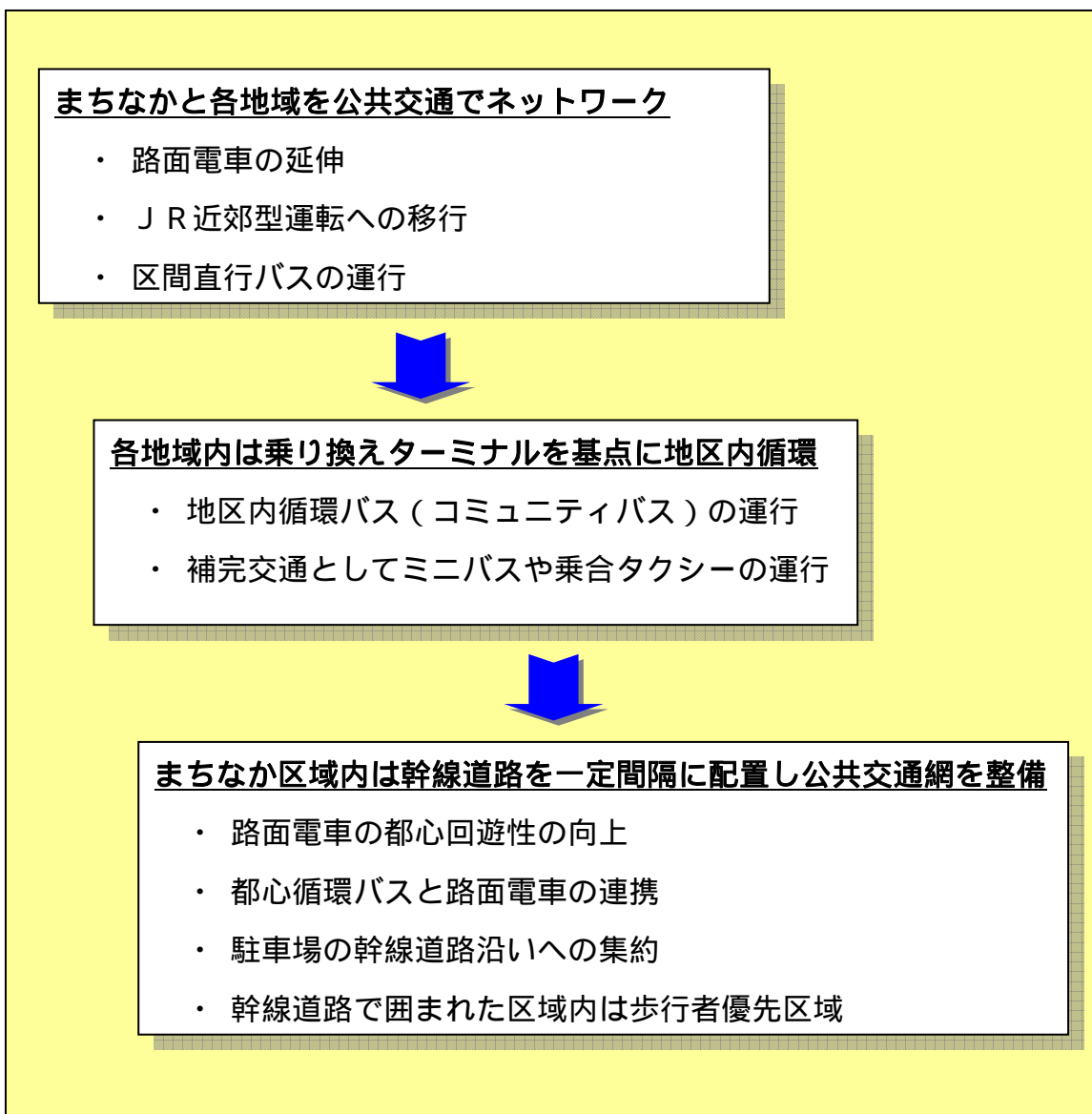
- 8-1
長崎の中国文化の顕在化
- 中国の歴史文化を活かした観光拠点の整備
 - 唐人屋敷顕在化事業の推進 (中国茶館・露天ショップなどの誘導)
 - 中国風・大正モダンレトロ風の 景観形成
 - 中国庶民風の賑わい景観を形成 (唐人屋敷ゾーン)
 - 中華街イメージをさらに強化する景観を形成 (新地ゾーン)
 - 大正モダンレトロ風の景観を形成 (広場場商店街ゾーン)
 - 4つのお堂の保全・活用
 - 中国文化を体験する (龍踊り・二胡・太極拳など)



2 まちなかと周辺地域との交通ネットワーク

まちなかに整っている様々な都市機能を、広域から利用しやすくするために、まちなかの機能強化と併せて、各地域との移動を支える交通ネットワークの充実が不可欠です。そこで、まちなかと各地域を公共交通で結び、地域間移動を確保するような都市構造への転換を進める必要があります。

< 広域交通ネットワークの基本的な考え方 >



広域交通ネットワークの基本模式図



3 建物の高さや都市計画道路の見直し

まちなかの再生を検討する上で、慎重な検討が必要と判断した事項について、「まちなかミーティング」を計6回開催し、地域との議論を深めました。それらを踏まえ、委員会としては次のように提案します。

建物の高さのあり方

これまでは建築コストが高いなどの理由により、規制がなくても超高層建物が建てられることはありませんでしたが、技術革新等によって建築の可能性が高まっています。そこで、まちなかの住環境を保ち、まちなかを取り囲む山並みや港を展望できる景観、重要な文化財・観光資源を守るため、当委員会としてはまちなかミーティングで以下のような提案を行いました。

[まちなかミーティングでの提案内容]

まちなか全域を対象に、統一的な高さ規制を行う（例：19年9月以降、京都市では全域を対象に31mの高さ規制を実施）。ただし、周辺環境に配慮した計画については、高さ規制を緩和することも可能にする。

歴史的景観などの保護が必要な地域や通りについては、に加えて個別により厳しい規制を行う（例：長崎市の山手地区は伝統的建造物群を守るためにすでに個別規制を実施）。

重要な文化財や観光資源については、その周辺やそこからの眺望を守るため、に加えて個別により厳しい規制を行う。

まちなかミーティングでは、こうした提案に対して、高さ規制は必要であるとの意見が大勢を占めましたが、手法については「私権の制限になるとともに、マンションの供給減少や価格上昇を招き、まちなか居住を進める観点に逆行するのではないか」との懸念から、「まちなか全域を一律に規制するのではなく、ゾーンの特性によって、高層化を促進する地区と歴史的景観等を守るために厳しく規

制する地区に分けてはどうか」との意見も寄せられました。

また、ミーティング参加者を対象としたアンケート（無回答を除く）では、まちなかの建物の望ましい高さの限度について30m程度とする回答が61%と過半数を占めました。（15m：21%、45m：14%、60m：4%）

こうした意見を踏まえて、当委員会としては、以下のような最終提案を行うこととしました。

委員会の最終提案

- まちなかの住環境（図1）や全体的な景観（図2、図3）を守るための基本的な姿勢として、まちなか全域を対象とした統一的な高さ規制を行う。ただし、各ゾーン毎の計画を策定する段階で、緩和の条件等を定め、住民参加の審査体制を整備するなどルールを定めることで、メリハリのきいた土地活用を行うことができるようにする。なお、統一的な高さ規制の具体案としては、歴史や文化、まちなみ景観の観点や、消防法上の扱いから、31mとすることとし、緩和する場合の高さは45mを限度とする。
- （個別地域や通りの規制）、（眺望等を守る個別規制）（図4）については、有識者を中心とする専門委員会等の意見をもとに、住民の意向等を加味して、ゾーン毎の計画を策定する。

図1

住環境の視点からの高さ誘導の考え方

まちなかのほとんどは、用途地域が商業地域で高い容積率が設定されていますが、実際の利用としては住居系の建物が多く、建物階数が低い区域もあります。
 そうした地域に、高い建物が建設されると、プライバシーや圧迫感、日照障害などの住環境に係る問題が懸念されます。
 そのため、住環境を保全するために高さなどの誘導が必要と考えられる区域を、「実際の利用が住居系の建物が多い区域で、建物の高さが低い区域」として、該当する地域を分析すると、次の区域が浮かび上がります。

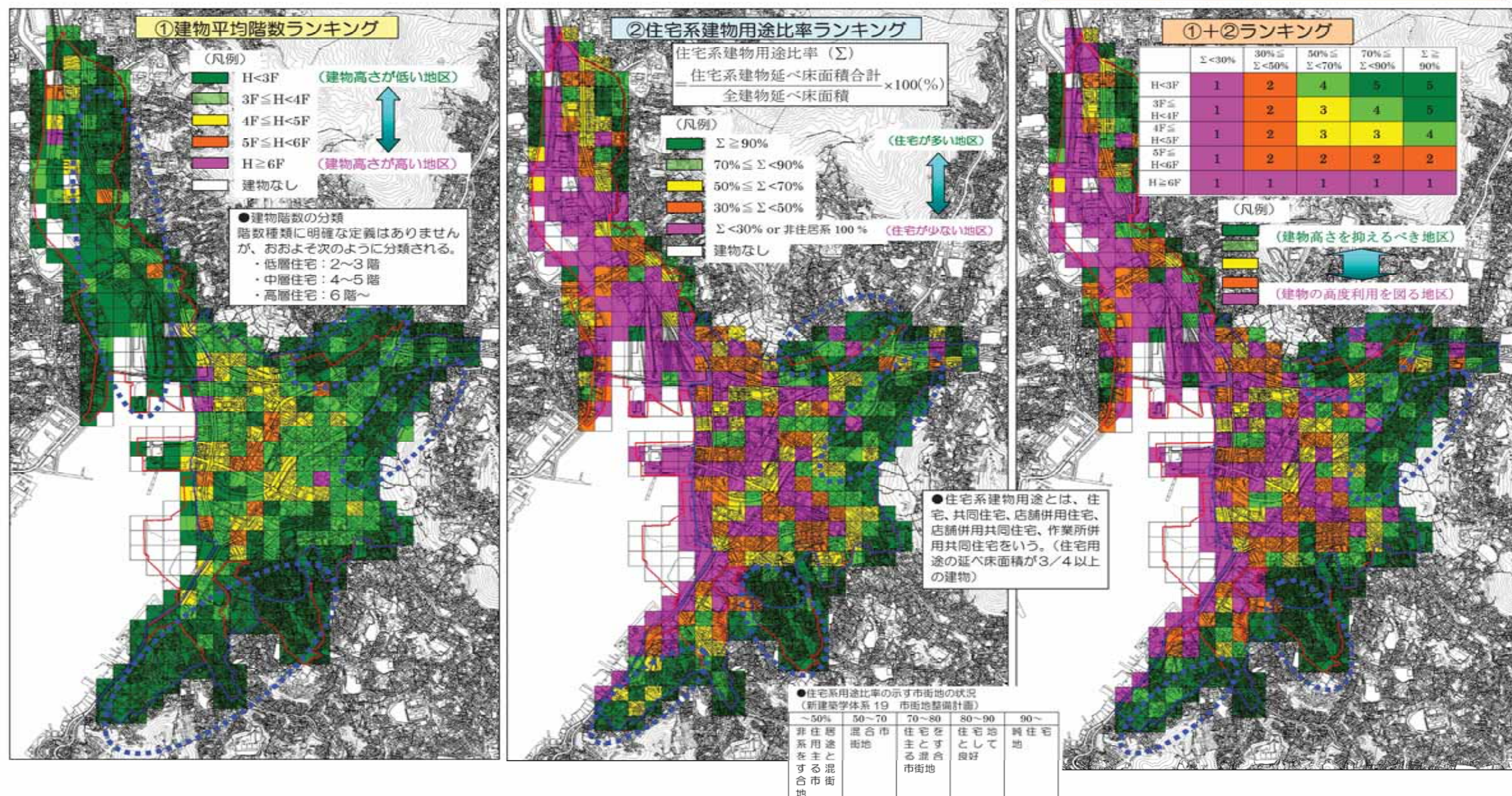
まちなかの住環境のための高さ分析（建物現況：建物階数・建物用途）

【図の見方】

建物階数が低い地区を抽出する。

住宅系用途比率が高い地区を抽出する。

建物階数が低い地区かつ住宅系用途比率が高い地区を特に「建物高さを抑えるべき地区」と判断する。



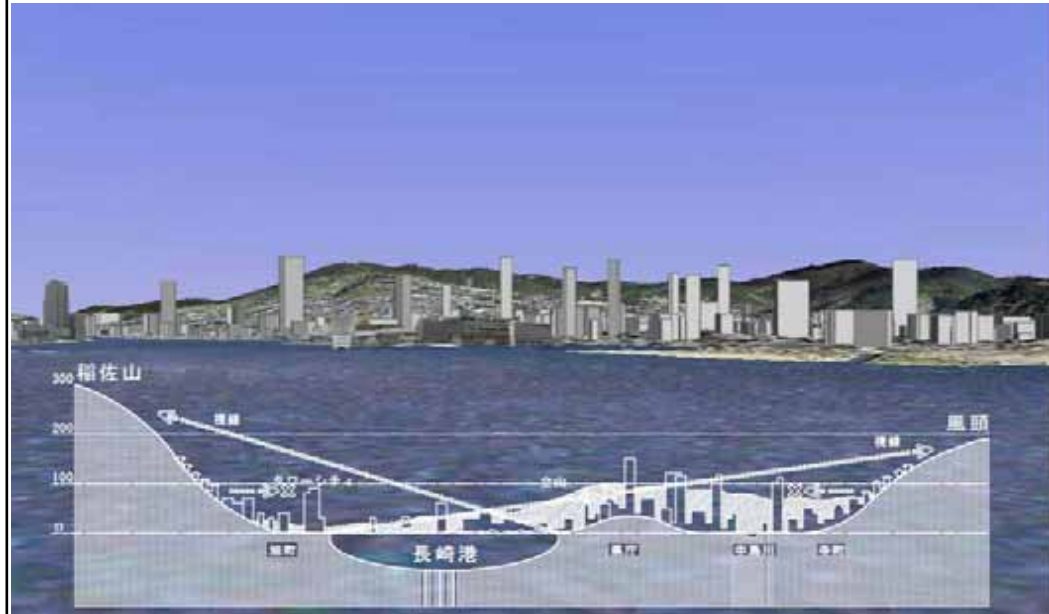
都市景観の視点からの高さ誘導の考え方

図2

<シルエットの保全>

船で長崎港に入ってきた場合のイメージを保つ為には

敷地で最大の容積を利用した 100m級の建物が
個々に建設された場合のイメージ



高さをコントロールした場合のイメージ

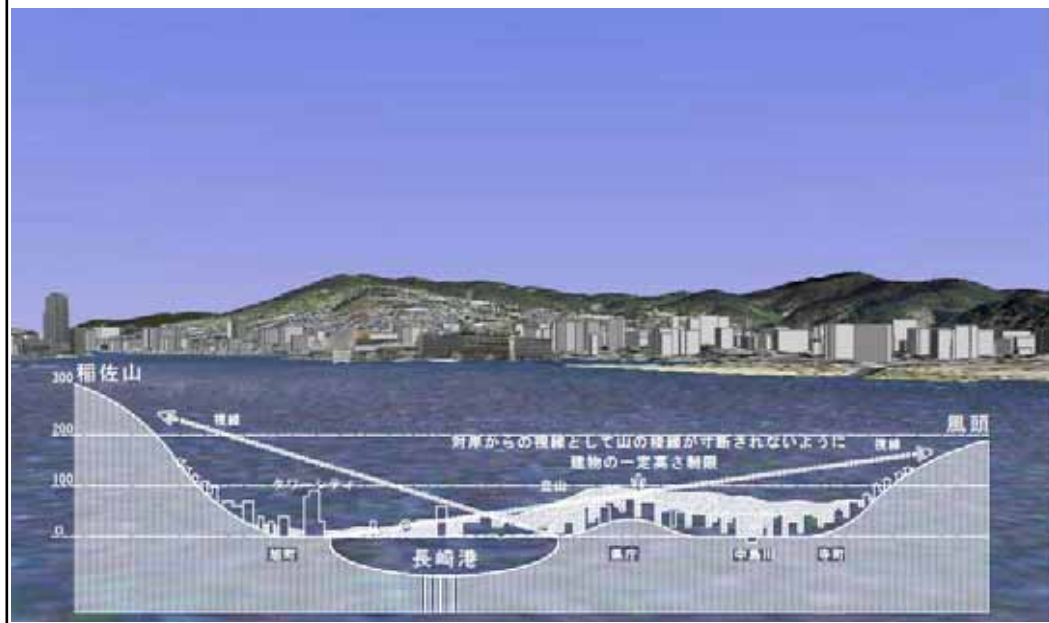


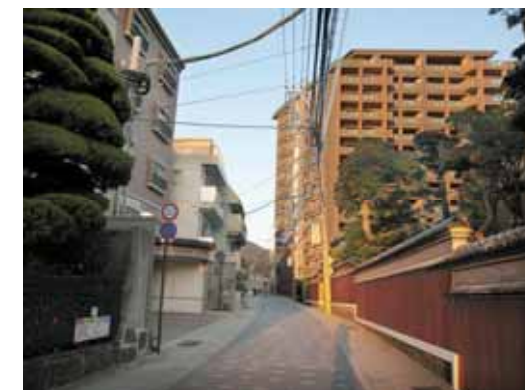
図3

市街地からの景観で長崎のイメージを保つためには

落ち着いた現行のまちなみ



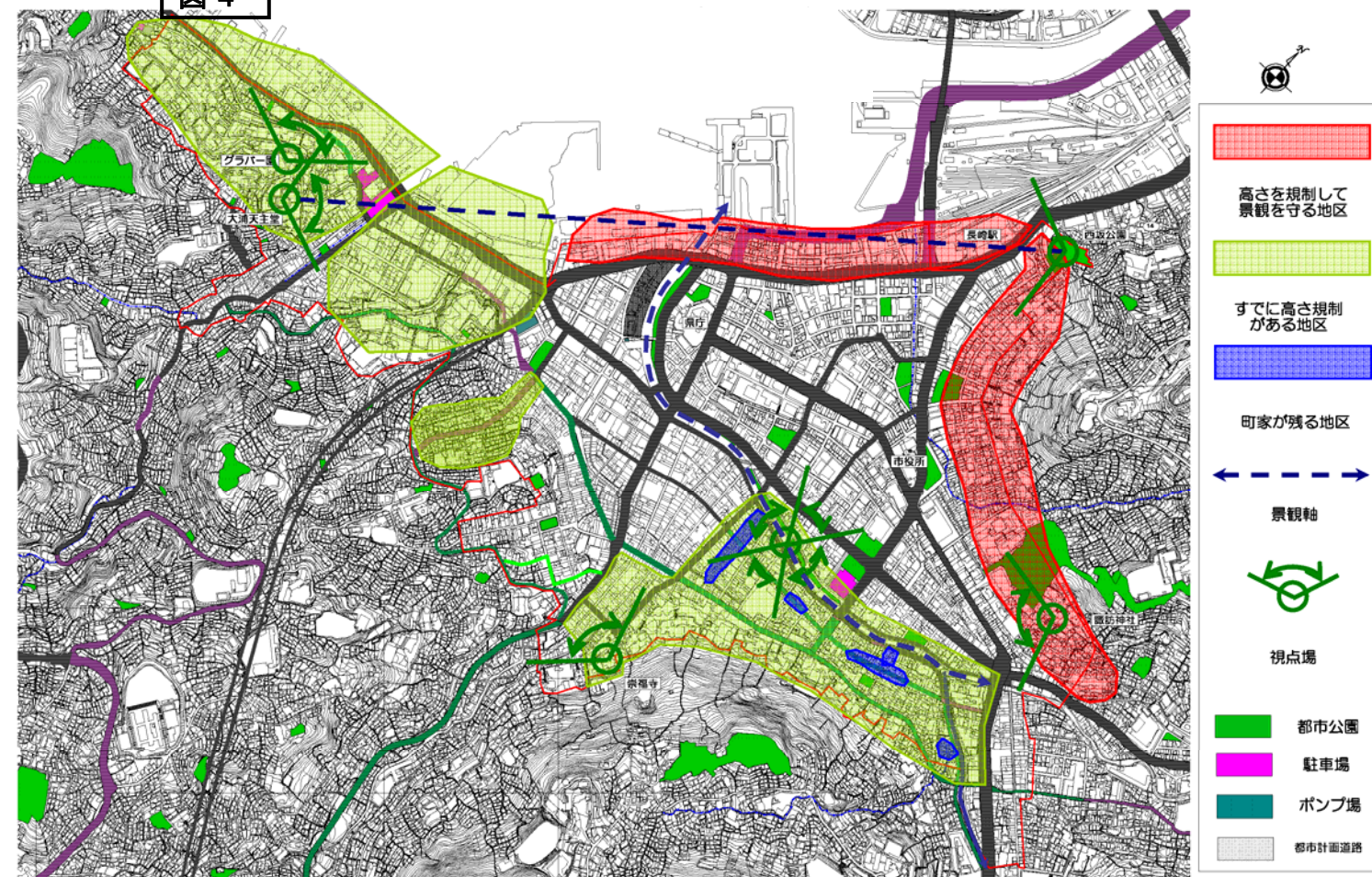
4.5m級の建物が建った場合



(沿道を眺める人の目線の高さ)

図4

<地域特性に応じた誘導(面・線・点)>



(2)都市計画道路の見直し

昭和 20 年代に計画された都市計画道路のうち、まちなかでは 5 路線が長期未着手となっています。委員会では、人口減少や少子高齢化などを踏まえて以下のような提案を行いました。

[まちなかミーティングでの提案内容]

人口減少時代を迎えて交通量が増加する可能性は少ないことから、人優先を徹底するとともに歴史的な景観を守るために、計画は基本的に廃止する。ただし、大浦山手線の仁田小学校付近から海星高校付近については、代替する道路がないことから計画通り整備する。

その上で、歩行者の安全確保や交差点の渋滞緩和等を実施する。

まちなかミーティングでは、こうした提案に対してほぼ賛同が得られました。なお、一部路線について一方通行の社会実験を行いました。歴史的景観の保存や歩行者の安全確保にとって必要とする声がある一方、商店街等から営業上好ましくないとの意見もありました。

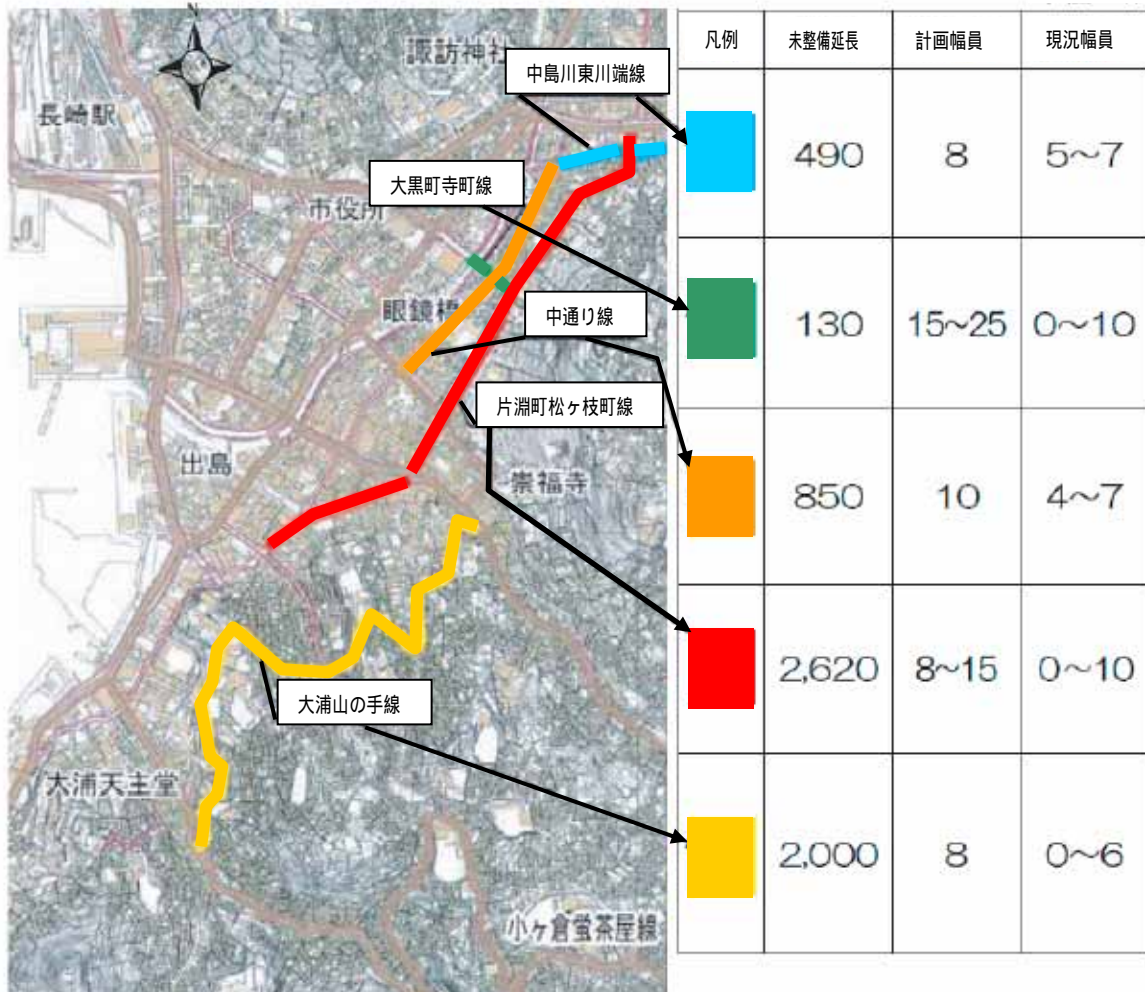
こうした意見を踏まえて、当委員会としては、以下のような最終提案を行うこととしました。

委員会の最終提案

- 計画は基本的に廃止する。ただし、大浦山手線の仁田小学校付近から海星高校付近については、代替する道路がないことから計画通り整備する。
- その上で、歩行者の安全確保や交差点の渋滞緩和等について、関係者と十分な協議を行い、必要な改善策を実施する。
- 地域との協議では、道路整備のあり方と地域のまちづくりを総合的に見据えた具体的な選択肢を示すと共に、地域でもこの機会を捉え、まちづくりの協議会等を組織し、住民と行政の協働した取り組みを進める。

まちなかでの長期未着手都市計画道路の位置図

単位：m



第3章 まちなか再生の進め方

1 計画期間と目標とする指標

(1) 計画期間

まちなか再生計画については、長期間にわたる取り組みが重要ですが、まちなか再生とも関連がある長崎駅周辺整備関連事業が概ね10年後を目途に進んでいることを踏まえ、本計画については10年間(平成30年まで)を計画期間とします。

計画期間 平成30年(計画策定の10年後)

(2) 目標とする指標

本計画では、人々がまちなかに暮らし、集うことを目的にしているため、目標とする指標は、定住人口と歩行者通行量とします。なお、まちなかでの暮らしやすさや文化創造などの質的な側面については、必要に応じて調査を行うなど、配慮することとします。

定住人口 国勢調査によると、減り続けてきたまちなかの人口は平成12年が最小で22,007人でしたが、平成17年には22,720人まで増加しました。この人口増加率を今後も維持し、平成初期の人口密度約100人/haまで高めることを目標として、定住人口は約24,000人に設定します。これにより長崎市の総人口に占めるまちなか居住の割合は平成12年の4.7%から5.9%まで高まります。

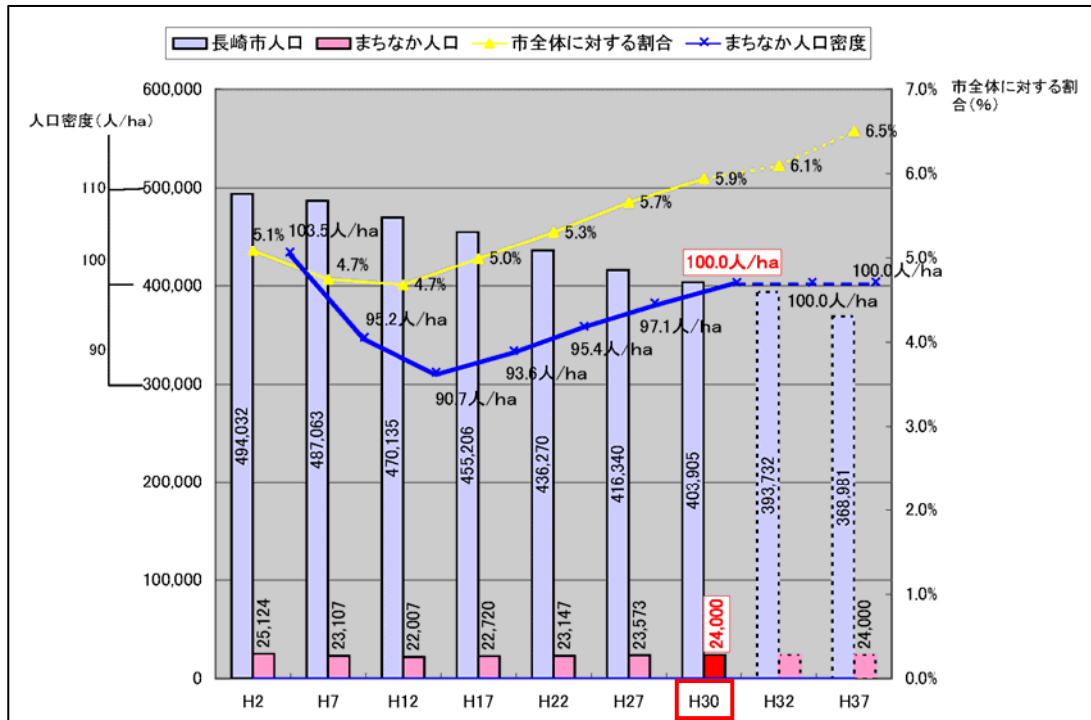
歩行者通行量 まちなかの主要17地点における通行量(平日と休日の平均)はこのところ減少を続け、平成17年には171,422人と長崎市の総人口の37.7%になっています。今後は総人口に対する割合を大型店出店前の平成初期(50%程度)まで高めることを目指し、約20万人を目標にします。

目標とする指標

| 項目 | 現状(平成17年) | 計画(平成30年) | 増進 |
|---------------------|-----------|-----------|----------|
| 定住人口 | 22,720人 | 24,000人 | 約1,300人 |
| 歩行者通行量 ¹ | 171,422人 | 200,000人 | 約28,000人 |

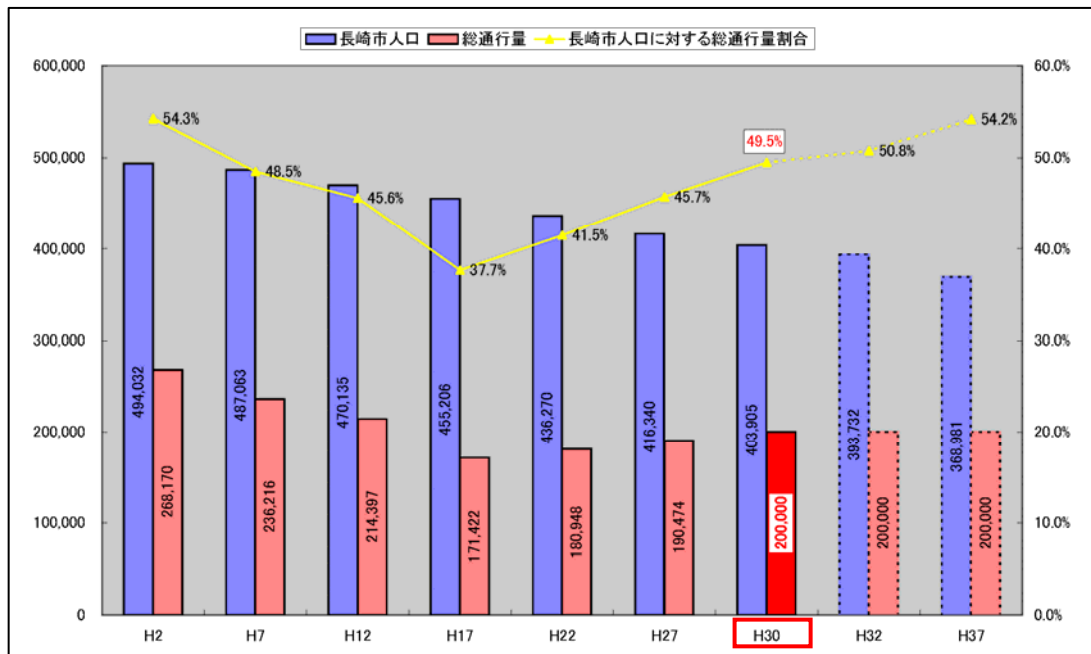
※1 歩行者通行量:まちなかの主要17地点の休日と平日の通行量合計の平均値

定住人口の目標



(注意) H32,H37 の数値は、H30年の目標値を仮置きしたものです。

通行量の目標

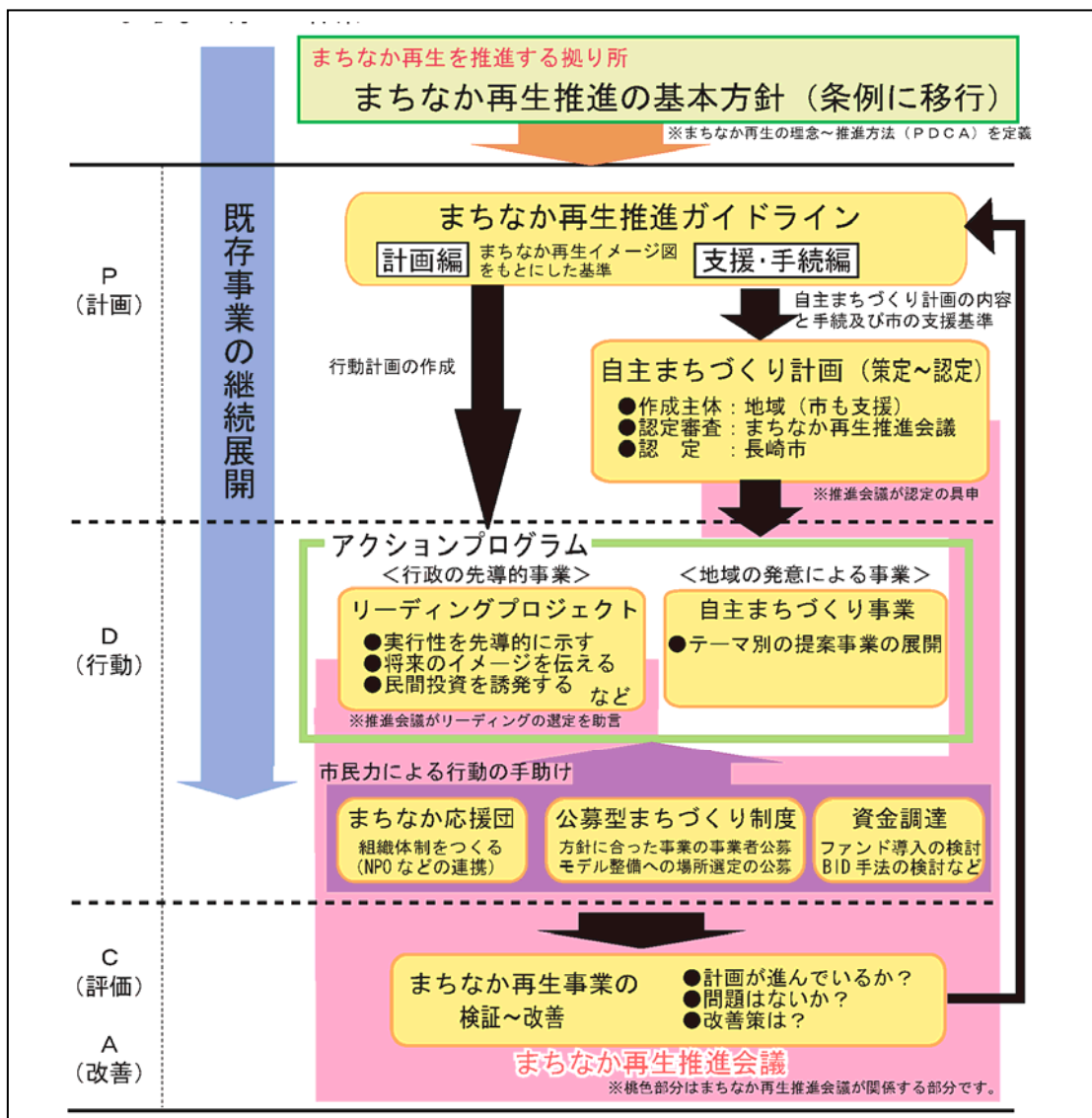


(注意) H32,H37 の数値は、H30年の目標値を仮置きしたものです。

2 再生のための手順

まちなかの再生に向け、市民、企業、大学、行政など多様な主体が積極的にまちづくりに参画し、お互いの得意分野を活かしながら協働する仕組みが必要です。特に各ゾーンのまちづくりでは、「自分たちの街は自分たちでつくる」との地域の主体的な参画を重視し、選択と集中のもとで、行政が支援することが必要です。こうした観点から、以下のような実施手順が求められます。

<実施手順>



(1)まちなか再生推進の基本方針

市はまちなか再生に向けた基本的な考え方を整理し、「まちなか再生推進の基本方針」を定め、市民に周知します。なお、基本方針は、条例化に移行することを念頭に策定します。

(2)まちなか再生推進ガイドライン

基本方針を具体化するうえで、守るべきルールや、地域が検討する自主的なまちづくり計画の内容、市の支援方策などのガイドラインを定めます。

(3)自主まちづくり計画

地域住民が主体となって地域の将来像とそれを実現するための方策を検討し、地域の総合計画にあたる「自主まちづくり計画」を定めます。市はこの計画を認定し、実現に向けて積極的に支援します。

(4)アクションプログラム

自主まちづくり事業

認定された自主まちづくり計画で定められた事業について具体的に整理し、実行に移します。

リーディングプロジェクト

自主まちづくり事業とは別に、まちなか全体を対象とした先行プロジェクトを以下の視点から実施します。

< 選定の視点 >

まちなかの将来像を市民が感じる事業

民間投資を誘発する先導的な事業

まちなかの再生を進める推進母体の組織化

早期に着手しないと残すことができなくなるもの（建物・景観・文化等）
を保全する事業

長崎駅周辺の整備など関連する動向を踏まえ、早期に着手する必要がある事業

(5)まちなか再生推進会議

市民、企業、大学、行政などの多様な主体が参加し、まちなか再生について以下のような項目をリードする「まちなか再生推進会議」をつくり、計画（Plan）実行（Do）評価（Check）改善（Action）の進行管理を行います。

将来的には、独立した「まちづくり会社」を展開することを視野に入れることも考えられます。

【5つの柱】

自主まちづくり計画の支援・認定

- ・計画の策定を支援するとともに、市による認定に先立って意見を具申します。また、認定された計画の実行を支援します。

リーディングプロジェクトの助言・追加認定

- ・プロジェクトの実施について助言を行うとともに、状況の変化に応じて、新たなプロジェクトについても提言します。

公募型まちづくり事業の支援

- ・民間の創意工夫を発揮してまちなか再生を進めるため、事業の公募を行うこととし、募集や選定について助言します。

まちなか応援団の支援

- ・多様な主体によるまちなか再生を行うため、「まちなか応援団」の結成を呼びかけ、その活動を支援します。

多様な資金調達手法の検討

- ・公的資金以外にもまちなか再生のための多様な資金計画を行う必要があり、資金調達手法の検討を行います。

(6)市の推進体制の強化

まちなか再生は、人口減少や少子高齢化など、今後の社会動向を踏まえた新たな長崎のまちづくりにとって、最も重要な取り組みです。市の「長崎市第三次総合計画後期基本計画」においても重点プロジェクトに位置づけられており、市としても担当部署の強化や横断的な推進体制の構築など全庁的な取り組みを行うことが必要です。

第4章 まちなか再生のための事業提案

1 分野ごとの事業の提案

まちなかの将来像の実現に向けて、自主まちづくり計画を策定するうえで参考となる方策を、以下のような分野ごとに提案します。これらは、「景観と地域文化」、「道路と交通」、「居住と賑わい」の視点からの事例であり、市民の総意によって、新たな方策を生み出すことが望まれます。

< 分野別の提案事業の体系 >

| 分野別改善方策 | | |
|--|---|--|
| < 分野 > | < 基本方針 > | < 重要検討方策 > |
| 景観と地域文化 <ul style="list-style-type: none"> ● まちなか景観の形成 ● 地域文化の発展・継承 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的建築物等を大切に するまちをつくる。 ・ 調和の取れたまちなみ をつくる。 ・ 地域の特徴ある文化が 目に見えるまちをつくる。 ・ 地域のふれあいや地域 文化を継承する仕組み をつくる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的建築物等の保存、 活用支援方策 ・ 調和した景観にふさわし い規制、誘導方策 ・ 地域文化顕在化方策 ・ 魅力ある地域社会を育成 する方策 |
| 道路と交通 <ul style="list-style-type: none"> ● 交通機能の充実 ● 魅力ある道路空間の創出 | <ul style="list-style-type: none"> ・ まちなかと周辺との交通 利便性を高める。 ・ まちなかを支える道路 ネットワークをつくる。 ・ まちなかを安全で安心して ゆっくり歩ける仕組みを つくる。 ・ まちなかの魅力を高める 空間をつくる。 ・ まちなかの賑わいを 高める仕組みをつくる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通の利便性向上、 乗り換え促進 ・ 役割に応じた道路の区分 と整備内容の見直し ・ まち歩き環境の整備 ・ 駐車、駐輪、荷捌き等施設 の適正配置 ・ 沿道景観と一体となった 美しい道路づくり ・ 多目的な道路空間の活用 |
| 居住と賑わい <ul style="list-style-type: none"> ● まちなか居住の推進 ● 賑わいの創出 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な世代が住むまちなか をつくる。 ・ 住み良いまちなかをつくる。 ・ 豊かさを感じられる まちなかをつくる。 ・ まちなかへの来街促進 の仕組みをつくる。 ・ まちなかの居心地を高める 仕組みをつくる。 ・ まちなかの魅力を高める 仕組みをつくる。 ・ まちなかの活力を高める 仕組みをつくる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリー層の増加対策 ・ まちなかにふさわしい 居住環境の推進方策 ・ まちなかのブランド力を 居住促進につなげる方策 ・ 公共交通機関と連携した 来街促進の方策 ・ 滞在時間を延ばす方策 ・ 個店も組織も魅力ある 商店街を目指す方策 ・ 地域住民、民間事業者の 自主的な活動を促す方策 |

(1)まちなかの景観形成

| 基本方針 | 重要検討方策 | 提案事業 | |
|--|----------------------------|--------------------|--|
| <p>歴史的建造物等を大切にすまちをつくる</p> <p>長崎ならではの歴史・伝統・文化がある町家や洋館といった歴史的建造物等を、将来へ引き継ぐべき貴重な財産として、保全、継承していくことを目指します。</p> | <p>歴史的建造物等の保全・活用支援方策</p> | <p>歴史的建造物等の保全</p> | <p>景観形成対象物の指定による建築物の保全 景観まちすじ地区指定によるまちなみ景観の保全・育成</p> |
| <p>調和の取れたまちなみをつくる</p> <p>長崎独特の海・山・坂の変化ある地形や歴史・伝統・文化を、まちの個性として大事にし、調和の取れた魅力ある都市空間を目指します。</p> | <p>調和した景観にふさわしい規制・誘導方策</p> | <p>歴史的建造物等の活用</p> | <p>町家などの借り上げ斡旋システムの構築による活用</p> |
| | | <p>景観骨格軸の形成</p> | <p>景観計画の策定による景観骨格の明確化</p> |
| | | <p>建築物の規制と誘導</p> | <p>建築協定制度などの活用による景観誘導</p> |
| | | <p>屋外広告物の規制と緩和</p> | <p>景観保全型広告整備地区指定によるまちなみ景観の育成</p> |
| | | <p>良好な景観の誘導</p> | <p>マンション低層部の商業系用途への誘導による賑わい景観の形成</p> |

(2)地域文化の発展・継承

| 基本方針 | 重要検討方策 | 提案事業 | |
|--|------------------------|---------------------|---|
| <p>地域の特徴ある文化が目に見えるまちをつくる。</p> <p>地域のまつりや和・華・蘭文化を基調とする長崎固有の文化の顕在化を図り、魅力あるまちを目指します。</p> | <p>地域文化顕在化方策</p> | <p>地域文化のイメージの表現</p> | <p>おくんちのお上りルートのみちすじ景観の形成 おくんちだし物倉庫の建設支援</p> |
| | | <p>地域文化の顕在化</p> | <p>地域の独自文化の掘り起こしによる誇れるまちづくり (長崎さるく、食文化等)</p> |
| | | <p>地域文化の伝承</p> | <p>ちびっこ伝統文化講座等の開催による伝承支援</p> |
| <p>地域のふれあいや地域文化を継承する仕組みをつくる</p> <p>地域住民のふれあいの場や地域文化の継承を目指します。</p> | <p>魅力ある地域社会を育成する方策</p> | <p>地域社会の活性化</p> | <p>青年団活動等の支援による地域リーダーの育成 地域のまつり活性化による世代間交流の拡大</p> |
| | | <p>ふれあい市場の創出</p> | <p>朝市・フリーマーケットの開催による賑わい地区の拡大</p> |

(3)交通機能の充実

| 基本方針 | 重要検討方策 | 提案事業 | |
|--|-----------------------------|--------------------------|--|
| <p>まちなかと周辺地域との交通利便性を高める。 公共交通が充実することで、過度の自家用自動車利用を抑制するとともに、まちなかへの移動をやすくします。</p> | <p>公共交通の利便性向上・乗り換え促進</p> | <p>施設・サービスの充実</p> | <p>停留所の改善 ダイヤの効率化</p> |
| | | <p>商業者との連携</p> | <p>買物客への運賃補填</p> |
| <p>まちなかを支える道路ネットワークをつくる。 「まち」と「ひと」の視点から、まちなかと周辺地域を結ぶ道路ネットワーク、まちなか内の道路ネットワークを見直し、まちの活性化を目指します。</p> | <p>役割に応じた道路の区分と整備内容の見直し</p> | <p>まちなかの移動の円滑化</p> | <p>まちなかの幹線道路の整備促進</p> |
| | | <p>通過交通の削減</p> | <p>歩行者優先ゾーンの設定（観光や買物などまち歩き の需要が高い場所を中心に設定）</p> |
| | | <p>歴史、文化、景観に配慮した道路整備</p> | <p>長期未着手都市計画道路の見直し</p> |
| <p>まちなかを安全で安心してゆっくり歩ける仕組みをつくる まちなかで快適に過ごし、居住するためには、安全で安心してゆっくり歩ける（環境）仕組みをつくりことを目指します。</p> | <p>まち歩き環境の整備</p> | <p>安全で安心して歩ける仕組みの構築</p> | <p>快適な歩行空間の確保 交通規制などの実施</p> |
| | | <p>沿道空地の景観改善</p> | <p>100円パークイングの景観誘導による魅力あるまちなみの形成</p> |
| | | <p>道案内システムの整備</p> | <p>通りの名を利用した道案内やマップ作成</p> |
| | <p>駐車、駐輪、荷捌き等施設の適正配置</p> | <p>駐車場案内システムの高度化</p> | <p>ITを利用した駐車場情報の提供</p> |
| | | <p>春雨通りの渋滞の緩和</p> | <p>タクシープールと乗り場の設置</p> |
| | | <p>荷さばきルールの確立</p> | <p>時間帯による荷捌きの実施（規制緩和を含む）</p> |
| | | <p>適正な場所への駐車場の集約化</p> | <p>附置駐車施設設置の地域による見直し</p> |
| | | <p>交通マナーアップの推進</p> | <p>市民モラルの向上のための啓発</p> |
| <p>駐輪環境の改善</p> | <p>既存駐車場などにおける駐輪スペースの確保</p> | | |

(4)魅力ある道路空間の創出

| 基本方針 | 重要検討方策 | 提案事業 | |
|---|---------------------|--------------|--------------------------|
| まちなかの魅力を高める空間をつくる 歴史や景観や文化と一体となった美しい道路空間とすることで、住んで、訪れて、歩きたくなるような環境を目指します。 | 沿道景観と一体となった美しい道路づくり | 長崎らしい道路空間の整備 | 長崎らしい舗装（石畳等）の整備 |
| | | 沿道空地の活用 | ポケットパーク的空間の確保 |
| | | 道路の美化 | 「ポイ捨て防止重点地域」と「喫煙制限区域」の指定 |
| | | 無電柱化の推進 | 軒下配線など新しい無電柱化手法の導入 |
| | | 緑化推進 | 花壇などのオーナー制度の導入 |
| まちなかの賑わいを高める仕組みをつくる まちの賑わいを高めるために、沿道の土地利用と一体となった道路空間の活用を目指します。 | 多目的な道路空間の活用 | 低未利用地の活用 | 柔軟な利用ができる「いこいの空間」の整備 |
| | | イベントの開催 | 歩行者天国の拡大 |

(5)まちなか居住の推進

| 基本方針 | 重要検討方策 | 提案事業 | |
|--|------------------------|-------------------|---|
| 多様な世代が住むまちなかをつくる 人口構成のバランスをとり、まちなかの活気を保ちます。 | ファミリー層の増加方策 | 安価な住宅供給 | 定期借地権の普及支援 |
| | | 子育て支援環境の整備 | 子育て支援マンションの整備支援 |
| 住みよいまちなかをつくる 都市機能が充実し利便性が高い利点を活かし、多様なライフスタイルに対応した生活環境を整えます。また、低層建物の多い地域では、突出した高層建築による住環境の問題へも取り組みます。 | まちなかにふさわしい居住環境の推進方策 | マンションの高さと立地の誘導 | 住宅地の周辺環境の保全のための建物の高さの誘導 |
| | | 建物の建設に支障となる法規制の改善 | 建築上の規制緩和手法の導入（連担建築物設計制度など） |
| | | 生活環境の改善 | 高齢者住み替え支援（持家賃貸化支援） マンションに地域の不足施設を併設（暮らし・にぎわい再生事業など） 公園の整備や屋上緑化の推進 |
| 豊かさを感じられるまちなかをつくる 長崎の原点であるまちなかのブランド性を高め、まちなかに住みたいとの憧れを醸成し、住む人が誇りに思うまちを目指します。 | まちなかのブランド力を居住推進につなげる方策 | 生活者同士の交流の活性化 | まち単位での総合計画策定の支援 |
| | | まちの特徴の強調 | 歴史、文化や景観の保全のための建物の高さの誘導 |

(6)販わいの創出

| 基本方針 | 重要検討方策 | 提案事業 | |
|---|-------------------------------|-----------------------------|---|
| <p>まちなかへの来街促進の仕組みをつくる 交流人口を増やすため、交通手段の充実や来街する目的の充実を目指します。</p> | <p>公共交通機関と連携した来街促進の方策</p> | <p>公共交通機関との連携</p> | <p>買い物と連携した公共交通機関の運賃補助 エコ（環境）ポイントシステムなどの導入</p> |
| <p>まちなかの居心地を高める仕組みをつくる 道路空間の柔軟な活用や来街者へのサービスの充実などによって、長い時間楽しめるまちを目指します。</p> | <p>滞在時間を延ばす方策</p> | <p>楽しく過ごせる環境の創出</p> | <p>公共空間（道路など）の活用 滞在スペースの確保 託児子育てサービスの提供 昼の賑わいと夜の賑わいとの連携 夜型観光の充実</p> |
| <p>まちなかの魅力を高める仕組みをつくる 各地域の個性を活かし、まちなかの魅力を高めます。特に中心商業地では、個店の魅力を高め、周辺地域との連携や店同士の連体によって、拠点性を高めることを目指します。</p> | <p>個店も組織も魅力ある商店街を目指す方策</p> | <p>商店街のマネジメント機能の高度化</p> | <p>エリアマネジメントの導入 商店街の店舗構成再編のための運営会社設立 駐車場附置義務の緩和（店舗の連続性） 建物1階部分に店舗等の誘導</p> |
| <p>まちなかの活力を高める仕組みをつくる 多様な関係者による自主的なまちづくり活動を推奨し、多くの力を結集した取り組みを進めます。</p> | <p>地域住民、民間事業者の自主的な活動を促す方策</p> | <p>地域住民・民間事業者の自主的な活動の促進</p> | <p>中心市街地活性化協議会の設立 地区関係者が中心となったまちの活性化計画の策定</p> |

ゾーンイメージと提案事業の関係 (1/2)

凡例

特にゾーンの地域特性に合った優先事業
(ゾーンイメージ図に掲載)

優先事業を参考に他地域にも適用可能な事業

- ① 西坂・諏訪の森
- ② 江戸町・桜町
- ③ 出島・元船・常盤
- ④ 東山手・南山手
- ⑤ 新大工
- ⑥ 中島川・寺町・丸山
- ⑦ 浜んまち・銅座
- ⑧ 館内・新地

| ＜基本視点＞ | ＜基本方針＞ | ＜提案事業＞ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | |
|-------------------------------|----------------------------|------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| まちなかの景観形成 | 歴史的建造物等を大切にすまちをつくる | 景観形成対象物の指定による建築物の保全 | ● | | | ● | | | | ○ | |
| | | 景観まちすじ地区指定によるまちなみ景観の保全・育成 | ● | | | ● | | ● | | ○ | |
| | | 町家などの借り上げ斡旋システムの構築による活用 | | | | | | ● | | | |
| | 調和の取れたまちなみをつくる | 景観計画の策定による景観骨格の明確化 | ● | ● | ● | ● | | ● | | ● | |
| 建築協定制度などの活用による景観誘導 | | | | ● | ● | ● | | | | | |
| 景観保全型広告整備地区指定によるまちなみ景観の育成 | | ● | | | | | | ● | | | |
| マンション低層部の商業系用途への誘導による賑わい景観の形成 | | | | | ● | | | ● | ● | | |
| 地域文化の発展・継承 | 地域の特徴ある文化が目に見えるまちをつくる | おくんちのお上りルートのみちすじ景観の形成 | ● | | | | | | ● | | |
| | | おくんちだし物倉庫の建設支援 | | | | | | ● | | | |
| | | 地域の独自文化の掘り起こしによる誇れるまちづくり | ● | | | | | | ● | ● | |
| | 地域のふれあいや地域文化を継承する仕組みをつくる | ちびっこ伝統文化講座などの開催による伝承支援 | | | | ● | | | | | |
| | | 青年団活動等の支援による地域リーダーの育成 | | | | | ○ | | | | ● |
| 交通機能の充実 | まちなかと周辺地域との交通利便性を高める | 地域のまつり活性化による世代間交流の拡大 | | | | ● | | | | | |
| | | 朝市・フリーマーケットの開催による賑わい地区の拡大 | | | | | ○ | | ● | | |
| | | 停留所の改善 | | | | | | | ● | ● | |
| | まちなかを支える道路ネットワークをつくる | ダイヤの効率化 | | | | | | | ● | | |
| | | 買物客への運賃補助 | | | | ● | | | ● | ● | ● |
| | | まちなかの幹線道路の整備促進 | ● | | | ● | ● | | | | |
| | まちなかを安全で安心してゆっくり歩ける仕組みをつくる | 歩行者優先ゾーンの設定 | ● | | | | | | | | |
| | | 長期未着手都市計画道路の見直し | | | | | | | | ● | |
| | | 快適な歩行者空間の確保 | ● | | ● | ● | | | ● | ● | ● |
| | | 交通規制などの実施 | | | | | | ● | | | |
| | | 100円パークングの景観誘導による魅力あるまちなみの形成 | | | | | | ● | | | |
| | | 通りの名を利用した道案内やマップ作成 | ● | | | ● | | | | | |
| ITを利用した駐車場情報の提供 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | |
| タクシープールの設置と乗り場の設置 | | | | | | | | | ● | | |
| 時間帯による荷捌きの実施 | | | | | | ○ | | | ● | | |
| 附置駐車施設設置の地域による見直し | | | | | | | ● | ● | | | |
| 市民モラル向上のための啓発 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 既存駐車場などにおける駐輪スペースの確保 | ● | | | | | | | | ○ | | |

ゾーンイメージと提案事業の関係 (2/2)

凡例
 特にゾーンの地域特性に合った優先事業
 (ゾーンイメージ図に掲載)
 優先事業を参考に他地域でも適用可能な事業

- ① 西坂・諏訪の森
- ② 江戸町・桜町
- ③ 出島・元船・常盤
- ④ 東山手・南山手
- ⑤ 新大工
- ⑥ 中島川・寺町・丸山
- ⑦ 浜んまち・銅座
- ⑧ 館内・新地

| ＜基本視点＞ | ＜基本方針＞ | ＜提案事業＞ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | |
|---------------------|-------------------------|----------------------------|-------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 魅力ある道路空間の創出 | まちなかの魅力を高める空間をつくる | 長崎らしい舗装（石畳など）の整備 | | | | ● | | | | | |
| | | ポケットパーク的空間の確保 | | | ● | | | | | | |
| | | 「ポイ捨て防止重点地区」と「禁煙制限区域」の指定 | | ● | | | ● | ● | ● | | |
| | | 軒下配線など新しい無電柱化手法の導入 | | ● | | | | ● | | | |
| まちなかの賑わいを高める仕組みをつくる | まちなかの賑わいを高める仕組みをつくる | 花壇などオーナー制度の導入 | ● | ● | | | | | | | |
| | | 柔軟な利用ができる「いこい空間」の整備 | | | ● | | | | | | |
| | | 歩行者天国の拡大 | | | | ● | | | | | |
| | | 定期借地権の普及支援 | | | | ● | ● | ● | ● | | |
| まちなか居住の推進 | 多様な世代が住むまちなかをつくる | 子育て支援マンションの整備支援 | ● | ● | | | ● | ● | | | |
| | | 住みよいまちなかをつくる | 住宅地の周辺環境の保全のための建物の高さの誘導 | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 住みよいまちなかをつくる | 建築上の規制緩和手法の導入（連担建築物設計制度など） | | | | | | | | ● | |
| | | 高齢者住み替え支援 | | ● | | | | | | | |
| | | マンションに地域の不足施設を併設 | ● | ● | | | ● | ● | | | |
| | | 公園の整備や屋上緑化の推進 | ● | ● | | | | | | | |
| 豊かさを感じられるまちなかをつくる | まち単位での総合計画策定の支援 | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | | |
| | 歴史、文化や景観の保全のための建物の高さの誘導 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | |
| 賑わいの創出 | まちなかへの来街促進の仕組みをつくる | 買い物と連携した公共交通機関の運賃補助 | | | | | | | ● | | |
| | | エコ（環境）ポイントシステムなどの導入 | | | | | | | ● | | |
| | まちなかの居心地を高める仕組みをつくる | 公共空間（道路など）の活用 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | | 滞在スペースの確保 | | | ● | | | | | | |
| | | 託児子育てサービスの提供 | | | | | | | | ● | |
| | | 昼の賑わいと夜の賑わいの連携 | | | | | | | | ● | |
| | まちなかの魅力を高める仕組みをつくる | 夜型観光の充実 | | | | | | | | ● | ○ |
| | | エリアマネジメントの導入 | | | | | ● | | | ● | |
| まちなかの活力を高める仕組みをつくる | 商店街の店舗構成再編のための運営会社設立 | | | | | | | | ● | | |
| | 駐車場附置義務の緩和（店舗の連続性） | | | | | | | | ● | | |
| | 建物1階部分に店舗などの誘導 | | | | | | | ● | ● | | |
| まちなかの活力を高める仕組みをつくる | 中心市街地活性化協議会の設立支援 | | | | | | | | ● | | |
| | 地区関係者が中心となったまちの活性化計画の策定 | ● | | ● | | ● | | ● | ● | | |

2 リーディングプロジェクト

リーディングプロジェクトは、まちづくりの先駆的な試みとして、市民、企業、大学等と協働し、行政が主導的に取り組むものです。これによって、まちなかの将来イメージを市民に広く伝え、民間投資やコミュニティビジネスなどの活力を引き出すことが期待できます。

このような考えに沿って、以下のようなプロジェクトを提案します。

定期借地権付き住宅のモデル整備

子育て世代も住みやすい安価な住宅を供給するため、民間事業者が市有地を活用して定期借地権付き住宅を供給するモデル事業を行います。こうした事業を検証し、将来的には民間事業者が民有地を活用した事業を行うように促します。

町家など歴史的建物の活用

町家などの歴史的な建物を保全するため、所有者の意向も踏まえつつ、建物のおもむきを残しながら活用する利用者を募集するモデル事業を行います。

景観まちすじ・まちかどの形成

地域の特性を感じる風景を保つため、まちすじ(通り)を指定した景観形成を進めます。特に、都市計画道路を廃止すると、沿線建物が高層化する可能性もあることから、歴史的な風情を持つ地域を中心に、早期に取り組むこととします。また、まちかどの低未利用地を借り上げ、広場として活用する取り組みも進めることとします。

まつりをテーマとした地域づくり

地域のまつりに着目した地域づくりを進めます。具体的には、長崎くんちをモデルに、踊り町のだし物倉庫の展示兼用への見直しや、幔幕設置の促進などによるお上りルートの顕在化、踊り町同士の連携による地域の活性化など、まつりを切り口にしたまちづくりを展開します。

まちなかの交通環境の改善

まちなかへの交通利便性を高めるため、例えば、各地域の中心地への直行バスの運行や夜間の交通機関の運行時間延長、まちなか内バス、路面電車の都心回遊性向上などを進めます。また、各種公共交通機関の乗り継ぎをスムーズにするため、バスや路面電車などで共通して利用できるＩＣカードの導入を促進するとともに、タクシーの客待ちによる交通渋滞の緩和を図るため、関係機関との協議により、その対策に取り組みます。

歩いて楽しい歩行空間の整備

J Rの駅、高速バスや船のターミナルなどの交通の結節点と、公会堂や市民会館、図書館などの施設や中心商店街などの生活拠点、出島やグラバー園などの観光拠点を、快適に楽しみながら歩ける回遊ルートを整備します。また、生活に便利な施設が整っている特性を活かし、人優先の空間をより徹底するため、車両の通行規制や速度抑制、バリアフリー化の推進など歩行者に優しい環境を整備します。

まちなかの住環境とシルエットを守る高さの誘導

まちなかでの超高層住宅建設などにより、高さの異なる建物が混在することで、住環境への影響が懸念されることや、港と斜面で構成されるまちのシルエットを保つため、建物の高さの誘導に取り組みます。特に、西坂公園～諏訪神社、馬町～南山手、松ヶ枝～西坂公園のまちなか外延のトライアングルを中心に、高さの規制を強めます。

中心商業地の活性化

長崎駅周辺の整備が進行する中で、既存中心商店街の活性化が求められており、隣接している商店街を一つの面と捉え、一体的にマネジメントすることを推進します。具体的には、個店魅力強化などについて、先行的に検討を開始している「浜んまち」をモデル地区とし、市民主役のエリアマネジメントの先行事例となるよう支援します。また、そこでの検討結果を後押しするため、店舗の適正配置や駐車場附置義務の緩和など、総合的な活性化を進めることとします。

まちなか応援団による賑わいの創出

まちなかの賑わいは、いわゆるパフォーマー（音楽家や芸術家など）によっても高められます。そのため、こうした人々や団体のネットワーク強化による力の結集と、道路での歩行者天国設置や展示スペース、ステージ空間などの場の確保によって、パフォーマーが活動しやすい環境を整えます。

地域で支える生活支援の展開

まちなかへの住み替えを支援するため、住み替え希望者の現住居を若者や留学生などへ賃貸することや、高齢者介護や子育て支援などに転用する仕組みを構築します。また、商店街と自立支援団体が連携した買い物配送サービスなどの活動を支援します。

まちなかの再生をけん引する「リーディングプロジェクト10」

まちなかの住環境とシルエットを守る高さの誘導

まちなかでの超高層住宅建設などにより、高さの異なる建物が混在することで、住環境への影響が懸念されることや、港と斜面で構成されるまちのシルエットを保つため、建物の高さの誘導に取り組みます。



歩いて楽しい歩行空間の整備

交通の結節点や公会堂、図書館などの施設、生活拠点や観光拠点を快適に楽しみながら歩ける回遊ルートを整備します。また、人優先をより徹底するため、車両の通行規制や速度抑制など歩行者に優しい環境を整備します。



定期借地権付き住宅のモデル整備

子育て世代も住みやすい安価な住宅を供給するため、民間事業者が市有地を活用して定期借地権付き住宅を供給するモデル事業を行います。



町家など歴史的建物の活用

町家などの歴史的な建物を保存するため、建物のおもむきを残しながら活用する利用者を募集するモデル事業を行います。



中心商業地の活性化

中心商業地の中で、面でまちを活性化しようと、先行的に検討を開始している「浜んまち」をモデル地区とし、市民主役のエリアマネージメントの先行事例となるよう支援します。



まちなか応援団による賑わいの創出

パフォーマー（音楽家や芸術家など）のネットワーク強化による力の結集と道路での歩行者天国設置などの場の確保によって、パフォーマーが活動しやすい環境を整えます。



地域で支える生活支援の展開

まちなかへの住み替え希望者の現住居を、若者や留学生などへ賃貸することや、高齢者介護や子育て支援などに転用する仕組みを構築します。また、商店街と自立支援団体が連携した買い物配送サービスなどの活動を支援します。



景観まちすじ・まちかどの形成

地域の特性を感じる風景を保つため、まちすじ（通り）を指定した景観の形成を進めます。また、まちかどの低未利用地を広場として活用する取り組みを進めます。



まつりをテーマとした地域づくり

長崎くんちなどの地域のまつりに着目した地域づくりを進めます。



まちなかの交通環境の改善

まちなかへの交通利便性を高めるため、各地域への直行バスの運行などを進めます。また、公共交通機関で共通して利用できるICカードの導入やタクシーの客待ちによる交通渋滞の緩和に取り組みます。



Image © 2007 Digital Earth Technology
Image © 2007 TerraMetrics
© 2007 ZENRIN
32° 44'24.48" N 129° 52'28.68" E 高度 81 フィート ストリーミング 100% 上空

参 考 資 料

まちなか再生計画策定検討委員会の経過

まちなか再生計画策定検討委員会設置要綱（委員名簿）

まちなかミーティングの概要

社会実験の概要

- ・ 浜ぶら魅力アップ事業
- ・ まちなか交通環境改善社会実験

まちなか再生計画策定検討委員会 検討経過

平成 18 年 8 月 23 日

まちなか再生計画策定検討委員会の設置

平成 18 年 8 月 23 日～平成 20 年 1 月 15 日

<委員会>

(委員会)

- 第 1 回 【日 時】平成 18 年 8 月 23 日(水) 13:30～15:40
【場 所】長崎県市町村会館
【参加者】委員：16 名
【議 題】1 まちなか再生計画の策定について
2 まちなか再生に対する意見について
- 第 2 回 【日 時】平成 19 年 3 月 22 日(木) 13:30～16:30
【場 所】長崎県市町村会館
【参加者】委員：16 名
【議 題】1 部会からの中間報告
2 委員会の中間とりまとめについて
- 第 3 回 【日 時】平成 19 年 6 月 15 日(金) 9:30～11:30
【場 所】長崎県市町村会館
【参加者】委員：13 名
【議 題】1 まちなか再生計画「中間とりまとめ」について
2 今後の検討課題とスケジュール
3 社会実験について
- 第 4 回 【日 時】平成 19 年 11 月 20 日(火) 13:30～15:30
【場 所】市議会 会議室
【参加者】委員：9 名
【議 題】1 まちなかミーティングを踏まえたまちなかの将来像について
2 まちなか再生の進め方について
3 リーディングプロジェクトについて
- 第 5 回 【日 時】平成 20 年 1 月 15 日(火) 10:00～12:00
【場 所】長崎県市町村会館
【参加者】委員：13 名
【議 題】1 まちなか再生計画策定検討委員会報告書のとりまとめ

(小委員会)

- 第1回 【日 時】平成19年4月17日(火)13:00~15:30
【場 所】市役所別館 会議室
【参加者】委員:9名
【議 題】1 小委員会での検討項目と進め方
2 まちなかの将来像をイメージした“まちの骨格とゾーニング”
3 幹線道路網のあり方(都市計画道路の見直しの方向性)
- 第2回 【日 時】平成19年4月24日(火)13:00~15:30
【場 所】市役所別館 会議室
【参加者】委員:8名
【議 題】1 景観シミュレーション
2 まちなかの将来像をイメージした“まちの骨格とゾーニング”
大浦山の手線周辺地区の補助幹線ネットワークについて
片淵町松ヶ枝町線(思案橋~銅座橋)の整備について
3 ゾーンの創り方
- 第3回 【日 時】平成19年5月15日(火)13:00~15:30
【場 所】市役所別館 会議室
【参加者】委員:9名
【議 題】1 ゾーンの創り方
2 社会実験について(経過報告)
- 第4回 【日 時】平成19年6月5日(火)17:30~19:30
【場 所】メルカつきまち
【参加者】委員:9名
【議 題】中間取りまとめ(案)について
- 第5回 【日 時】平成19年12月13日(木)16:00~18:00
【場 所】メルカつきまち
【参加者】委員:8名
【議 題】1 浜んまち・銅座ゾーンのコネクトについて
2 まちなかの建物の高さについて
3 長期未着手都市計画道路について
4 まちなか再生の進め方について
5 リーディングプロジェクトについて
6 資金の調達方法について
7 推進体制について

- 第6回 【日 時】平成19年12月20日(木)16:00~18:00
【場 所】長崎市男女共同参画推進センター
【参加者】委員：8名
【議 題】委員会報告書(市長提出)について

< 景観と地域文化を考える部会 >

(部会)

- 第1回 【日 時】平成18年9月1日(金)15:00~17:00
【場 所】長崎市男女共同参画推進センター
【参加者】委員：18名
【議 題】1 まちなかの再生について
2 まちなかの景観と地域文化の現状について
- 第2回 【日 時】平成18年11月7日(火)15:00~17:00
【場 所】長崎市男女共同参画推進センター
【参加者】委員：17名
【議 題】1 まちなかの課題の整理
2 掘り下げ課題の抽出、地区の選出
- 第3回 【日 時】平成19年1月9日(火)15:00~17:00
【場 所】長崎市男女共同参画推進センター
【参加者】委員：17名
【議 題】1 重要検討課題の抽出、地区の選定
2 課題分野別の施策抽出
3 重点施策の抽出
- 第4回 【日 時】平成19年2月22日(木)15:00~17:00
【場 所】桜町小学校地域交流センター 多目的ホール
【参加者】委員：15名
【議 題】1 基本的方向の取りまとめ
2 中間報告(素案)の検討
- 第5回 【日 時】平成19年7月13日(金)15:00~17:00
【場 所】市議会 会議室
【参加者】委員：15名
【議 題】1 まちなか再生委員会「中間とりまとめ」の報告
2 中間とりまとめにおいて定めたゾーン毎の施策について
3 社会実験の状況報告

第6回 【日 時】平成19年8月17日(金) 15:00～17:00
【場 所】長崎市男女共同参画推進センター
【参加者】委員：13名
【議 題】1 ゾーン毎のまちなかイメージ図の提案について
2 社会実験の状況報告

第7回 【日 時】平成19年10月30日(火) 15:00～17:00
【場 所】旧市民防火センター 会議室
【参加者】委員：16名
【議 題】1 ゾーン毎のまちなかイメージ図の確認について
2 テーマ別の提案事業について
3 社会実験の報告について

(懇話会)

第1回 【日 時】平成19年1月22日(月) 15:30～17:30
【場 所】市議会 会議室
【参加者】委員：4名
【議 題】1 まちなかを地区分けする(ゾーニング)
2 基本施策を検討するためのモデル地区の抽出
3 基本施策の検討

第2回 【日 時】平成19年1月30日(火) 14:00～16:30
【場 所】市議会 会議室
【参加者】委員：4名
【議 題】1 モデル地区1(中島川・寺町地区)の問題点検討
2 基本施策の検討

第3回 【日 時】平成19年2月2日(金) 14:00～16:30
【場 所】市議会 会議室
【参加者】委員：4名
【議 題】1 モデル地区2(浜町地区)の問題点検討
2 基本施策の検討

第4回 【日 時】平成19年2月15日(木) 14:00～17:00
【場 所】長崎市職員会館
【参加者】委員：4名
【議 題】1 モデル地区1、2の問題点のまとめ
2 まちなか区域のランドデザインの検討

< 道路と交通を考える部会 >

- 第1回 【日 時】平成18年8月29日(火) 13:30～15:30
【場 所】長崎県市町村会館 会議室
【参加者】委員：21名
【議 題】1 まちなか再生計画の策定について
2 道路と交通に関する現状について
- 第2回 【日 時】平成18年11月9日(木) 10:00～12:00
【場 所】長崎市男女共同参画推進センター 研修室
【参加者】委員：16名
【議 題】1 都市計画道路の現状と今後のあり方について
2 道路整備とまちすじの再生について
- 第3回 【日 時】平成18年11月30日(木) 10:00～12:00
【場 所】長崎県市町村会館 会議室
【参加者】委員：15名
【議 題】1 理念・目標・基本方針の確認について
2 重要検討課題の抽出について
- 第4回 【日 時】平成19年1月19日(金) 14:00～16:00
【場 所】長崎市議会 会議室
【参加者】委員：16名
【議 題】1 基本施策の抽出について
2 効果のある施策の抽出について
- 第5回 【日 時】平成19年2月23日(金) 14:00～16:00
【場 所】長崎市防災センター 会議室
【参加者】委員：13名
【議 題】1 基本施策の抽出と具体的な施策(案)について
2 中間方向(原案)の検討
- 第6回 【日 時】平成19年6月18日(月) 14:00～16:00
【場 所】メルカつきまち 会議室
【参加者】委員：12名
【議 題】1 まちなか再生計画策定委員会「中間報告とりまとめ」の報告
2 まちなか交通環境社会実験の実施について

第7回 【日 時】平成19年8月10日(金)14:00～16:00
【場 所】長崎県勤労福祉会館 会議室
【参加者】委員：10名
【議 題】1 ゾーン毎のまちづくりイメージの提案について
2 まちなか交通環境改善社会実験の報告について

第8回 【日 時】平成19年11月1日(木)10:00～12:00
【場 所】長崎市男女共同参画推進センター 研修室
【参加者】委員：11名
【議 題】1 まちなか交通改善社会実験の報告について
2 まちなか再生イメージ図の確認について
3 テーマ別の提案事業について
4 浜ぶら魅力アップ事業の報告について

<まちなか居住と賑わいを考える部会>

(部会)

第1回 【日 時】平成18年8月28日(月)15:00～17:00
【場 所】メルカつきまち 会議室
【参加者】委員：14名
【議 題】1 部会の進め方及び協議内容について
2 部会の理念、方針、目標の確認について

第2回 【日 時】平成18年10月24日(火)10:00～12:00
【場 所】長崎市議会 会議室
【参加者】委員：17名
【議 題】1 部会の理念、目標、基本方針の確認について
2 重要検討課題の抽出について
3 アンケート・社会実験について

第3回 【日 時】平成18年12月19日(火)15:00～17:00
【場 所】長崎市男女共同参画推進センター 研修室
【参加者】委員：16名
【議 題】1 重要検討課題の確認について
2 基本施策の抽出について
3 社会実験の検討について

第4回 【日 時】平成19年2月20日(火) 15:00～17:00

【場 所】長崎市役所 大会議室

【参加者】委員：14名

- 【議 題】
- 1 基本施策の抽出について
 - 2 社会実験について
 - 3 中間報告(原案)の検討について

第5回 【日 時】平成19年6月19日(火) 15:00～17:00

【場 所】市民会館 会議室

【参加者】委員：14名

- 【議 題】
- 1 中間とりまとめの報告について
 - 2 各ゾーンのコンセプトの実現に向けた施策の議論
 - 3 社会実験の状況報告

第6回 【日 時】平成19年8月9日(木) 15:00～17:00

【場 所】長崎市議会 会議室

【参加者】委員：10名

- 【議 題】
- 1 ゾーン毎のまちなかのイメージ図の提案について
 - 2 社会実験の状況報告

第7回 【日 時】平成19年10月26日(金) 15:00～17:00

【場 所】長崎県市町村会館 会議室

【参加者】委員：13名

- 【議 題】
- 1 イメージ図の確認について
 - 2 テーマ別の提案事業について
 - 3 社会実験の報告について

(懇話会)

【日 時】平成19年1月20日(土) 10:00～15:30

【場 所】市民会館

【参加者】委員：17名

- 【議 題】
- 1 まちなか居住と生活拠点の賑わいについて(第1班)
 - 2 まちなかの華やかさを支える賑わいについて(第2班)

まちなか再生計画策定検討委員会

< 設置要綱 >

(設置)

第1条 本市の歴史的な文化・伝統を有する旧市街地（以下「まちなか」という。）を長崎ならではの個性と魅力ある空間へと再生するための計画の策定及び長崎市中心市街地活性化基本計画の改定に関する事項について検討するため、まちなか再生計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「まちなか」とは、長崎港及び浦上川の東部に位置し、おおむね西坂町、新大工町、及び南山手町の区域に囲まれた区域をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) まちなかの景観形成と地域文化の醸成に関すること。
- (2) まちなかの道路と交通のあり方に関すること。
- (3) まちなか居住推進と賑わいの創出に関すること。
- (4) 長崎市中心市街地活性化基本計画の改定に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が指名する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 地域住民を代表する者
- (3) 長崎伝統芸能関係者
- (4) 商業関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 長崎さるくガイド
- (7) 市民

3 市長は、前項第7号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成20年3月31日までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第2項第1号に規定する委員のうちから、互選によって定める。

- 2 委員会に副委員長1人を置き、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会の設置)

第8条 委員会に、専門分野の審査機関として、次の3つの部会を設ける。

- (1) 景観と地域文化を考える部会
- (2) 道路と交通を考える部会
- (3) まちなか居住と賑わいを考える部会

- 2 委員は、それぞれ1つの部会に属するものとし、市長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は第4条第2項第1号に規定する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 部会の会議については、第7条の規定を準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第9条 各々の部会に、専門的事項について調査検討させるため、専門委員を置く。

- 2 専門委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから市長が指名する。
- 3 専門委員の数は、1部会につき20人以内とする。

(結果報告)

第10条 部会長は、その所掌に係る事項の検討が終わったときは、速やかにその結果を委員長に報告しなければならない。

- 2 委員長は、各々の部会から報告された検討結果を委員会に諮るものとする。
- 3 委員長は、第3条各号に規定する事項について検討が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、都市計画部まちづくり推進室において処理する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 3 日から施行し、平成 20 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成 18 年 7 月 14 日から施行し、平成 20 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

< 名 簿 >

(五十音順 敬称略)

| まちなか再生計画策定検討委員会 | | | |
|-----------------|--------|--------------------------|---------------|
| | 阿野 史子 | 国土交通省道路ルネッサンス研究会 委員 | |
| | 井石 八千代 | 長崎商工会議所女性会 会長 | |
| | 大田 由紀 | 長崎放送株式会社報道局 映報部長兼ライブリ-部長 | |
| | 折式田 豊 | 長崎市保健環境自治連合会 会長 | H18.8~18.12在任 |
| | 池田 政徳 | 長崎市保健環境自治連合会 会長 | H19.3~在任 |
| | 木須 照章 | 株式会社長崎経済研究所 常務取締役 | |
| | 桐野 耕一 | さるくプロデューサー | |
| | 佐々木 勝英 | 公募委員 | |
| | 鮫島 和夫 | 長崎総合科学大学工学部建築学科 教授 | |
| | 田中 直英 | 長崎商工会議所 副会頭 | |
| | 棚橋 由彦 | 長崎大学工学部社会開発工学科 教授 | H18.8~19.3在任 |
| | 中田 慶子 | NPO法人DV防止ながさき 代表 | |
| | 本田 貞勝 | 長崎新聞 取締役論説委員長 | |
| | 原田 博二 | 長崎歴史文化博物館長崎歴史文化研究所 所長 | |
| | 松川 京子 | 長崎県建築士会女性委員会 委員長 | |
| | 宮坂 正英 | 長崎純心大学人文学部比較文化学科 教授 | |
| | 山口 純哉 | 長崎大学経済学部総合経済学科 准教授 | |
| | 脇田 安大 | 財団法人ながさき地域政策研究所 理事長 | |

委員長 副委員長

| 景観と地域文化を考える部会 | | | |
|---------------|--------|---------------------------|---------------|
| | 井石 八千代 | 長崎商工会議所女性会 会長 | |
| | 折式田 豊 | 長崎市保健環境自治連合会 会長 | H18.8~18.12在任 |
| | 川良 真理 | 有限会社ザ・ながさき 主幹 | |
| | 木須 照章 | 株式会社長崎経済研究所 常務取締役 | |
| | 小林 喜平太 | 長崎商工会議所観光コンベンション振興委員会 委員長 | |
| | 白鳥 純子 | さるくガイド | |
| | 鈴木 茂之 | 長崎商工会議所青年部 会長 | |
| | 田嶋 晶子 | 有限会社九州経営情報分析センター 所長 | |
| | 段原 恭一 | 十善寺地区連合自治会 会長 | |
| | 寺坂 繁春 | 浪の平地区連合自治会 会長 | |
| | 原田 博二 | 長崎歴史文化博物館長崎歴史文化研究所 所長 | |
| | 堀江 義信 | 長崎県屋外広告美術協同組合 理事長 | |
| | 松川 京子 | 長崎県建築士会女性委員会 委員長 | |
| | 宮坂 正英 | 長崎純心大学人文学部比較文化学科 教授 | |

| | | | |
|--|-------|------------------------|--|
| | 三好 定和 | 株式会社三省設計事務所 代表取締役 | |
| | 村上 久子 | 桜町地区連合自治会長 会長 | |
| | 村田 明久 | 長崎総合科学大学工学部建築学科 教授 | |
| | 山口 洋三 | 長崎県まちづくり推進局景観まちづくり室 室長 | |
| | 山下 寛一 | 長崎伝統芸能振興会 委員 | |
| | 楊 爾嗣 | 長崎くんち塾 塾長 | |

部会長 部会長代理

| 道路と交通を考える部会 | | | |
|--------------------|--------|--------------------------|-----------------|
| | 阿野 史子 | 国土交通省道路ルネッサンス研究会 委員 | H19.4 より部会長 |
| | 池田 政徳 | 北大浦地区連合自治会 会長 | |
| | 江下 善夫 | 長崎市交通安全協会連合会 会長 | |
| | 大田 由紀 | 長崎放送株式会社報道局 映報部長兼ライブリ-部長 | |
| | 金沢 明美 | 長崎市主婦の会 A 班 班長 | |
| | 貞住 史華 | さるくプロデューサー | |
| | 川瀬 智子 | 長崎県建築士会長崎支部 理事 | |
| | 佐藤 龍太郎 | 長崎商工会議所交通対策委員会 委員長 | |
| | 島田 昌志 | 長崎二輪車安全普及協会 業務部長 | |
| | 棚橋 由彦 | 長崎大学工学部社会開発工学科 教授 | H18.8 ~ 19.3 在任 |
| | 永尾 政貴 | 仁田地区連合自治会 会長 | |
| | 中嶋 美暢 | 長崎商工会議所女性会 副会長 | |
| | 針屋 武士 | 伊良林校区連合自治会 会長 | |
| | 福島 龍平 | 長崎県駐車場協会 事務局長 | |
| | 本田 貞勝 | 長崎新聞 取締役論説委員長 | |
| | 松本 豊晴 | 長崎市中通り商店街振興組合 理事長 | |
| | 光富 英造 | 元浜町地区共同荷捌きシステム研究会 委員長 | |
| | 山下 洋子 | 長崎市交通安全母の会連合会 理事 | |
| | 吉原 孝 | 磨屋校区連合自治会 会長 | |
| | 山口 純哉 | 長崎大学経済学部総合経済学科 准教授 | H19.4 より部会長代理 |
| | 山口 裕俊 | 長崎県長崎警察署 交通課長 | H18.8 ~ 19.3 在任 |
| | 吉岡 秋人 | 長崎県長崎警察署 交通課長 | H19.5 ~ 在任 |

部会長 部会長代理

| まちなか居住と賑わいを考える部会 | | | |
|-------------------------|-------|-------------------|--|
| | 石丸 忠重 | 長崎市中心地区商店街連合会 会長 | |
| | 浦 武 | 上長崎地区自治会連合会 会長 | |
| | 呉 祐一郎 | 長崎県土木部まちづくり推進局 局長 | |
| | 桐野 耕一 | さるくプロデューサー | |

| | | | |
|--|--------|--------------------------|----------------|
| | 佐々木 勝英 | 公募委員 | |
| | 鮫島 和夫 | 長崎総合科学大学工学部建築学科 教授 | |
| | 柴田 英敏 | 西坂地区連合自治会 会長 | |
| | 城尾 忠明 | 有限会社マイティ・スパロウ 代表取締役 | |
| | 副島 都志子 | 社団法人長崎県看護協会県南ブロック協議会 会長 | |
| | 嵩下 稚枝子 | 長崎商工会議所女性会 副会長 | |
| | 田中 直英 | 長崎商工会議所 副会頭 | |
| | 鉄川 進 | 鉄川進1級建築士事務所 代表者 | |
| | 寺田 貴子 | 活水女子大学健康生活学部生活デザイン学科 准教授 | |
| | 中田 慶子 | NPO法人DV防止ながさき 代表 | |
| | 中山 大子 | リフォームアドバイザー | |
| | 西川 英恵 | NPO法人子育てネットながさき 代表理事 | |
| | 林田 昭典 | 南大浦地区連合自治会 会長 | H18.8~18.12 在任 |
| | 本田 時夫 | 浜市商店連合会 理事 | |
| | 脇田 安大 | 財団法人ながさき地域政策研究所 理事長 | |
| | 渡辺 泰輔 | 長崎総合鑑定株式会社 代表取締役 | |

部会長

部会長代理

役職名は就任時点で記述しています。

まちなかミーティングの概要

1 開催主旨

まちなか再生計画を検討している委員会が主体となって、検討の途中段階で、その主な内容について、地域の方々と意見を交わし、地域の考え方を理解した上で、計画策定に活かしていくために開催する。

2 議題及び委員会の提案

まちなかの将来像と各ゾーンのまちづくりの方向性について

将来像： 歴史や文化を実感し発信するまちなか 多様な世代が暮らしたくなるまちなか
人々が集い賑わうまちなか 地域力・市民力が創造するまちなか

各ゾーンのまちづくり方向：ゾーン毎のコンセプトとまちづくりの方針を提示〔別紙参照〕

まちなかの建物高さ制限の必要性について

まちなか全域で高さを規制（周辺環境に配慮された計画は緩和）

特に歴史的景観等の保護が必要な地域や通りは加えて個別に規制

文化財や重要な観光地の周辺及びそこからの眺望なども加えて個別に規制

長期未着手都市計画道路の見直しの方向性について

基本的には廃止の方向で進める。

3 内容

| | | | | |
|---|----------------------|-------------|------|----------|
| ゾーンミーティング | | | | |
| 進行 委員会より議題に対する考え方を提案 会場との意見交換（アンケートでの意見聴取） | | | | |
| 日付 | 対象ゾーン | 出席委員（五十音順） | 参加者数 | アンケート回収数 |
| 8/20 | 西坂、諏訪の森、新大工 | 原田、宮坂、脇田 | 35名 | 28 |
| 8/23 | 江戸町、桜町、出島、常盤 | 阿野、木須、鮫島 | 25名 | 19 |
| 8/27 | 館内、新地、東山手、南山手 | 阿野、木須、宮坂 | 45名 | 29 |
| 8/28 | 浜んまち、銅座 | 鮫島、本田、山口、脇田 | 49名 | 21 |
| 8/30 | 中島川、寺町、丸山 | 阿野、鮫島、宮坂、脇田 | 27名 | 19 |
| 小計 | | | 181名 | 116 |
| 全体ミーティング | | | | |
| 進行 委員会より議題及びゾーンミーティングでの意見紹介 各部長よりゾーンミーティングの意見を踏まえた取り組みの方向性を提案 会場との意見交換（アンケートでの意見聴取） 委員長による総括 | | | | |
| 日付 | 出席委員（五十音順） | | 参加者数 | アンケート回収数 |
| 9/27 | 阿野、石丸、木須、桐野、鮫島、宮坂、脇田 | | 51名 | 5 |

<ミーティングの状況>

地域別ミーティング状況



全体ミーティング状況



4 結果

まちなかの将来像と各ゾーンのまちづくりの方向性について

- ・委員会の提案が概ね了解される。

まちなかの建物高さ制限の必要性について

- ・建物の高さ規制を行う必要があるとの意見が大半であるが、規制の高さや範囲については、具体的な議論を深める必要が提起された。

長期未着手都市計画道路の見直しの方向性について

- ・基本的には計画を廃止する方向に賛成の意見が多数であったが、利害関係者や地域への説明と理解を得ること必要性も併せて提起された。

5 まとめ

まちなかの将来像の実現に向け、地域、企業、行政などが協働し、お互いの特性を活かしつつ総力を上げて努力する。

まちなか再生の基本姿勢として、地域が主体に地域毎の総合計画を作成し、その実現に向けた地域が活動することとする。

市は、集中と選択の考え方によって、意欲的にまちづくりを進める地域に対し、集中的、効率的に支援する。

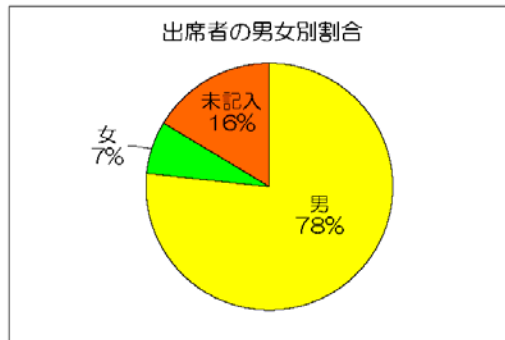
【参考 アンケート調査（地域別ミーティング）の結果】

まちなかミーティング アンケート調査結果

参加人数 181人
 回答人数 116人
 回答率 64.09%

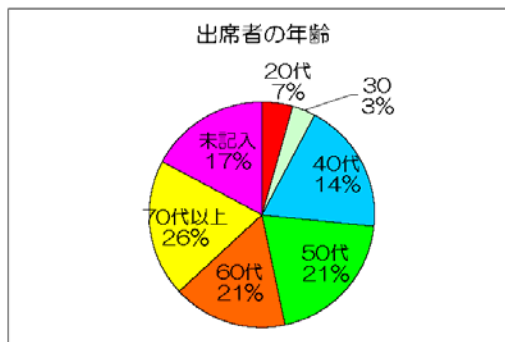
男女比

| 性別 | 人数 |
|-----|-----|
| 男 | 89 |
| 女 | 8 |
| 未記入 | 19 |
| 計 | 116 |



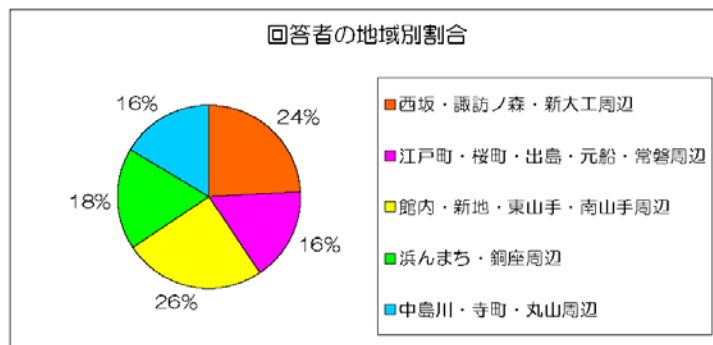
年齢別割合

| 歳代 | 人数 |
|-----|-----|
| 10 | 0 |
| 20 | 5 |
| 30 | 4 |
| 40 | 22 |
| 50 | 23 |
| 60 | 19 |
| 70 | 23 |
| 未記入 | 20 |
| 計 | 116 |



地域別割合

| 番号 | 地域名 | 人数 |
|----|-------------------|-----|
| ① | 西坂・諏訪ノ森・新大工周辺 | 28 |
| ② | 江戸町・桜町・出島・元船・常磐周辺 | 19 |
| ③ | 館内・新地・東山手・南山手周辺 | 29 |
| ④ | 浜んまち・銅座周辺 | 21 |
| ⑤ | 中島川・寺町・丸山周辺 | 19 |
| | 計 | 116 |



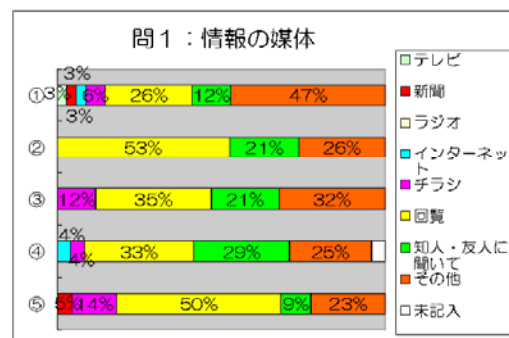
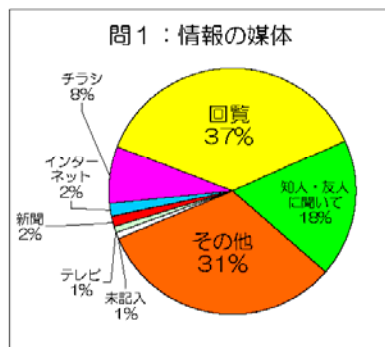
■まちなかミーティングの開催について

問1 「まちなかミーティング」をどこでお知りになりましたか。(複数可)

- ア テレビ
- イ 新聞
- ウ ラジオ
- エ インターネット
- オ チラシ
- カ 回覧
- キ 知人・友人に聞いて
- ク その他()

| 番号 | 地域名 |
|----|-------------------|
| ① | 西坂・諏訪ノ森・新大工周辺 |
| ② | 江戸町・桜町・出島・元船・常盤周辺 |
| ③ | 館内・新地・東山手・南山手周辺 |
| ④ | 浜んまち・銅座周辺 |
| ⑤ | 中島川・寺町・丸山周辺 |

| 問1 | 計 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|-----|-----|----|----|----|----|----|
| ア | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| イ | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| ウ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| エ | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| オ | 10 | 2 | 0 | 4 | 1 | 3 |
| カ | 50 | 9 | 10 | 12 | 8 | 11 |
| キ | 24 | 4 | 4 | 7 | 7 | 2 |
| ク | 43 | 16 | 5 | 11 | 6 | 5 |
| 未記入 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 計 | 133 | 34 | 19 | 34 | 24 | 22 |



その他の内容

- ・自治会
- ・自治会長
- ・自治会連絡網
- ・連合自治会
- ・自治会長からの要請
- ・委員のため
- ・委員会からの案内
- ・町内会
- ・町内会役員
- ・青年会
- ・掲示板
- ・長崎市の説明
- ・広報ながさき
- ・市役所
- ・市→案内
- ・会合の案内未着
- ・通達
- ・案内状
- ・町の案内
- ・ながまち79

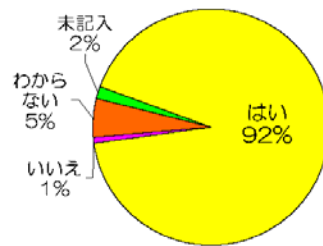
問2 今回、市から委嘱された委員会が、計画を検討する途中で、皆様と意見を交換する場を設定しましたが、この試みは良いと思われませんか。

- ア はい
- イ いいえ
- ウ わからない

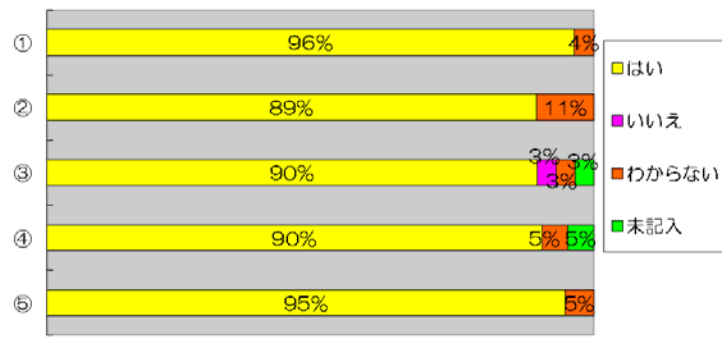
| 番号 | 地域名 | | | | | |
|----|-------------------|--|--|--|--|--|
| ① | 西坂・諏訪ノ森・新大工周辺 | | | | | |
| ② | 江戸町・桜町・出島・元船・常磐周辺 | | | | | |
| ③ | 館内・新地・東山手・南山手周辺 | | | | | |
| ④ | 浜んまち・銅座周辺 | | | | | |
| ⑤ | 中島川・寺町・丸山周辺 | | | | | |

| 問2 | 計 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|-----|-----|----|----|----|----|----|
| ア | 107 | 27 | 17 | 26 | 19 | 18 |
| イ | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| ウ | 6 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 未記入 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 計 | 116 | 28 | 19 | 29 | 21 | 19 |

問2：この試みを良いと思うか



問2：この試みを良いと思うか



■提案の内容について

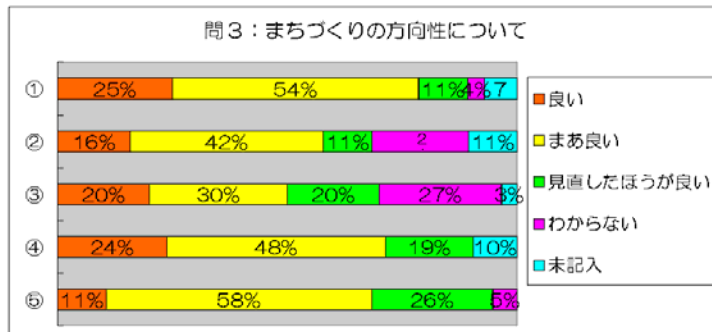
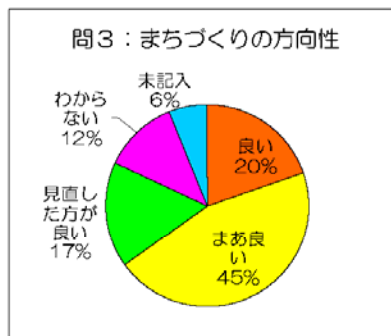
議題1 「まちづくりの基本方針は」について

問3 委員会が提案したまちづくりの方向性について、どのように感じられましたか。

- ア 良い
- イ まあ良い
- ウ 見直したほうが良い
- エ わからない

| 番号 | 地域名 |
|----|-------------------|
| ① | 西坂・諏訪ノ森・新大工周辺 |
| ② | 江戸町・桜町・出島・元船・常磐周辺 |
| ③ | 館内・新地・東山手・南山手周辺 |
| ④ | 浜んまち・銅座周辺 |
| ⑤ | 中島川・寺町・丸山周辺 |

| 問3 | 計 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|-----|-----|----|----|----|----|----|
| ア | 23 | 7 | 3 | 6 | 5 | 2 |
| イ | 53 | 15 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| ウ | 20 | 3 | 2 | 6 | 4 | 5 |
| エ | 14 | 1 | 4 | 8 | 0 | 1 |
| 未記入 | 7 | 2 | 2 | 1 | 2 | 0 |
| 計 | 117 | 28 | 19 | 30 | 21 | 19 |



問4 問2で「ウ見直したほうが良い」とお答えくださった方は、どのような点を見直したほうがよいと思われましたか

| 内 容 | 性別 | 歳代 | ゾーン |
|--|-----|-----|--------|
| ・空き家の問題 | 男 | 60 | 東・南山手 |
| ・斜行エレベーターの活用が悪い（3階駅が死んでいる） | 男 | 60 | 東・南山手 |
| ・ゾーンをしぼって実現させたほうがよい | 男 | 70 | 江戸・桜町 |
| ・範囲が広すぎる | 男 | 60 | 東・南山手 |
| ・特定の地域のみを検討し、それをとりまく周辺地域のことが考慮されていない | 男 | 40 | 東・南山手 |
| ・まちの特性を活かしたゾーニング | 男 | 50 | 浜町・銀座 |
| ・資金や主体が問題 | 未記入 | 50 | 西坂・諏訪 |
| ・税金の問題はどうか | 男 | 70 | 江戸・桜町 |
| ・諏訪の森をもっと重視して重点的に予算を投じた方が遺産として残ると思う。 | 女 | 40 | 西坂・諏訪 |
| ・具体性に乏しい、行政まかせになり現実的な対応が難しい | 男 | 70 | 西坂・諏訪 |
| ・具体性のないものではない | 男 | 40 | 江戸・桜町 |
| ・まちづくりの具体策がわからない。実現性に乏しい | 男 | 未記入 | 未記入 |
| ・広くする必要なし。道路は、ゴミやバリアフリーなどの今出来る改善から | 女 | 30 | 館内・新地 |
| ・道幅はそのまま。まずは歩行者が安心して歩けるように | 男 | 40 | 江戸/中島川 |
| ・基本方針を「委員会制度」によって取り纏め様とする事自体が広く複雑化した意見を集約することにならない | 男 | 40 | 東・南山手 |
| ・この委員会がもっと早くできていればと思う。大浦町のマンション建設に反対できたはず。 | 男 | 60 | 東・南山手 |
| ・この委員会の位置づけと役割、権限が不明 | 女 | 60 | 館内・新地 |
| ・委員会を長崎出身者で構成しないのはおかしい | 男 | 50 | 館内・新地 |
| ・直接、間接を問わず商業主義を後押しするような発想は委員会で取り扱うべきではない | 男 | 40 | 浜町・銀座 |
| ・まちや商店街で実際に暮らしている人を委員にすべき | 男 | 60 | 中島川/浜町 |
| ・既存のビルはどうなるのか | 男 | 70 | 江戸・桜町 |
| ・歴史ゾーンはもっと低く | 男 | 50 | 浜町・銀座 |
| ・高さ規制の取り組みが遅い | 男 | 70 | 中島川/館内 |
| ・高さ規制については画一的なものになる恐れがある | 男 | 50 | 浜町・銀座 |
| ・高層ビル＝景観をこわす、というのをもっと違った方向で見てもいいのでは | 男 | 20 | その他 |
| ・コミュニティが成り立たない中で提案する内容は単なる希望でしかないように思う | 女 | 30 | 館内・新地 |
| ・空き地をふやす様に | 未記入 | 未記入 | 江戸・桜町 |
| ・住みよいまちづくりに努力して欲しい | 男 | 70 | 館内・新地 |
| ・県庁移転と駅の整備と方向性を検討し、これと連動したまちづくりが基本（現在の計画は問題あり） | 男 | 未記入 | 浜町・銀座 |
| ・市のランドデザインがみえない | 男 | 40 | 浜町・銀座 |
| ・各自自治体を集めて勉強会をするとよい | 女 | 50 | 西坂・諏訪 |
| ・どんどんまちづくりを推進して欲しい | 女 | 50 | 西坂・諏訪 |
| ・前提をはっきりする | 男 | 40 | 浜町・銀座 |

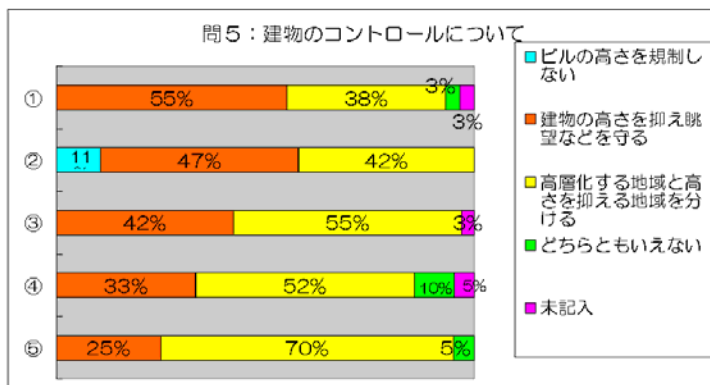
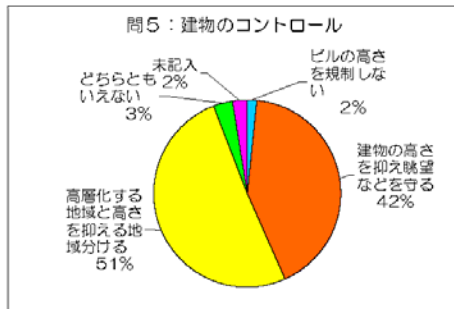
議題2 「建物の高さをどうするか」について

問5 長崎の良さを感じるまちなかのシルエットを考えたとき、建物をどのようにコントロールしたらよいと思われますか。

- ア ビルの高さを規制しない。
- イ 建物の高さを抑え眺望などを守る。
- ウ 高層化する地域と高さを抑える地域を分ける。
- エ どちらとも言えない。

| 番号 | 地域名 |
|----|-------------------|
| ① | 西坂・諏訪ノ森・新大工周辺 |
| ② | 江戸町・桜町・出島・元船・常磐周辺 |
| ③ | 館内・新地・東山手・南山手周辺 |
| ④ | 浜んまち・銅座周辺 |
| ⑤ | 中島川・寺町・丸山周辺 |

| 問5 | 計 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|-----|-----|----|----|----|----|----|
| ア | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| イ | 51 | 16 | 9 | 14 | 7 | 5 |
| ウ | 62 | 11 | 8 | 18 | 11 | 14 |
| エ | 4 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| 未記入 | 3 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 計 | 122 | 29 | 19 | 33 | 21 | 20 |

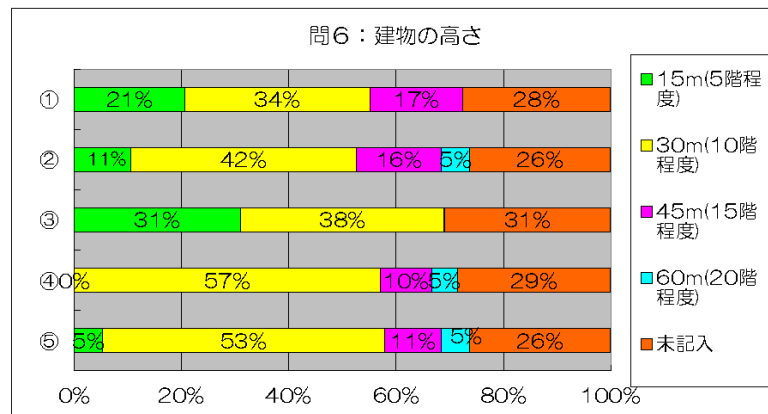
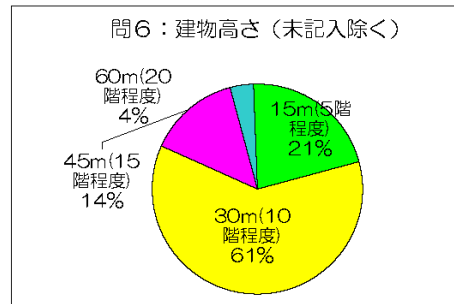
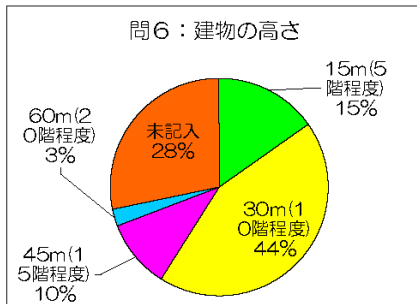


問6 建物の高さを抑えると回答された方は、どのくらいの高さで抑えるが良いと思われますか。

- ア 15m (5階程度)
- イ 30m (10階程度)
- ウ 45m (15階程度)
- エ 60m (20階程度)

| 番号 | 地域名 | | | | |
|----|-------------------|--|--|--|--|
| ① | 西坂・諏訪ノ森・新大工周辺 | | | | |
| ② | 江戸町・桜町・出島・元船・常磐周辺 | | | | |
| ③ | 館内・新地・東山手・南山手周辺 | | | | |
| ④ | 浜んまち・銅座周辺 | | | | |
| ⑤ | 中島川・寺町・丸山周辺 | | | | |

| 問6 | 計 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|-----|-----|----|----|----|----|----|
| ア | 18 | 6 | 2 | 9 | 0 | 1 |
| イ | 51 | 10 | 8 | 11 | 12 | 10 |
| ウ | 12 | 5 | 3 | 0 | 2 | 2 |
| エ | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 未記入 | 33 | 8 | 5 | 9 | 6 | 5 |
| 計 | 117 | 29 | 19 | 29 | 21 | 19 |



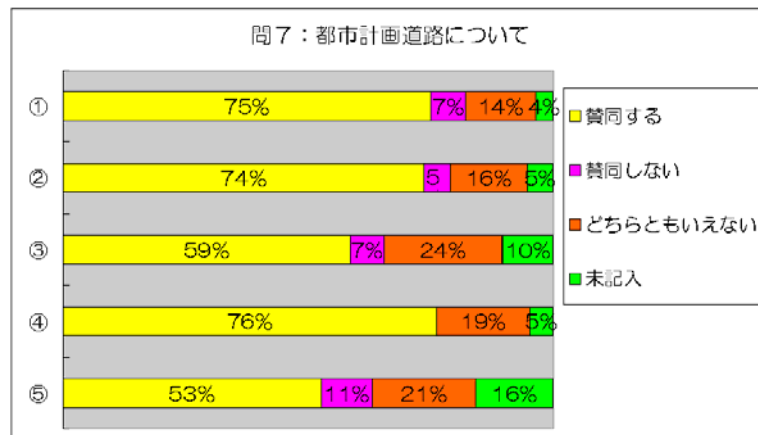
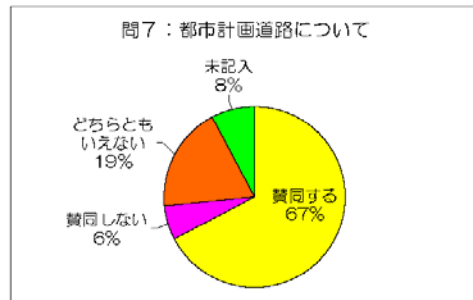
議題3 「あなたの地域のまちづくりは（都市計画道路）」について

問7 長期未着手都市計画道路の委員会提案についてどう思われますか。

- ア 賛同する
- イ 賛同しない
- ウ どちらとも言えない

| 番号 | 地域名 |
|----|-------------------|
| ① | 西坂・諏訪ノ森・新大工周辺 |
| ② | 江戸町・桜町・出島・元船・常磐周辺 |
| ③ | 館内・新地・東山手・南山手周辺 |
| ④ | 浜んまち・銅座周辺 |
| ⑤ | 中島川・寺町・丸山周辺 |

| 問7 | 計 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|-----|-----|----|----|----|----|----|
| ア | 78 | 21 | 14 | 17 | 16 | 10 |
| イ | 7 | 2 | 1 | 2 | 0 | 2 |
| ウ | 22 | 4 | 3 | 7 | 4 | 4 |
| 未記入 | 9 | 1 | 1 | 3 | 1 | 3 |
| 計 | 116 | 28 | 19 | 29 | 21 | 19 |

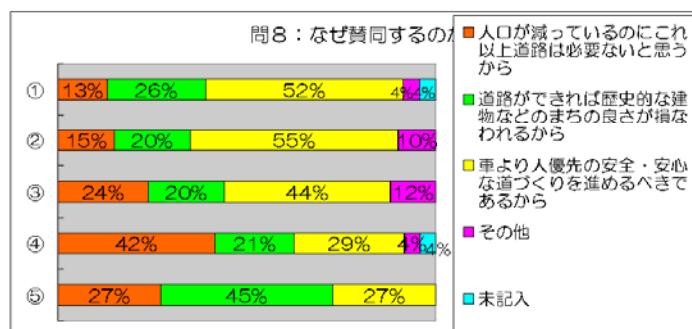
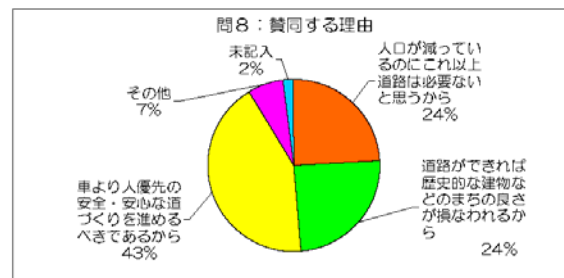


問8 「賛同する」とお答えの方はなぜそう思われましたか。〔複数回答可〕

- ア 人口が減っているのにこれ以上道路は必要ないと思うから
- イ 道路ができれば歴史的な建物などのまちの良さが損なわれるから
- ウ 車より人優先の安全・安心な道づくりを進めるべきであるから。
- エ その他（ ）

| 番号 | 地域名 |
|----|-------------------|
| ① | 西坂・諏訪ノ森・新大工周辺 |
| ② | 江戸町・桜町・出島・元船・常磐周辺 |
| ③ | 館内・新地・東山手・南山手周辺 |
| ④ | 浜んまち・銅座周辺 |
| ⑤ | 中島川・寺町・丸山周辺 |

| 問8 | 計 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|-----|-----|----|----|----|----|----|
| ア | 25 | 3 | 3 | 6 | 10 | 3 |
| イ | 25 | 6 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| ウ | 44 | 12 | 11 | 11 | 7 | 3 |
| エ | 7 | 1 | 2 | 3 | 1 | 0 |
| 未記入 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 計 | 103 | 23 | 20 | 25 | 24 | 11 |



その他の内容

- ・実現性がなく、そろそろ見直すべきではないか
- ・主な道路だけは車優先とする
- ・現状、将来を考え、計画廃止を検討されているから
- ・道路整備よりも大切な計画を進めるべき
- ・数年で完成することはできないでしょう
- ・②③は支持するが、交通量は長崎の場合は増加すると思う

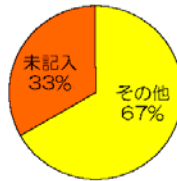
問9 「賛同しない」とお答えの方はなぜそう思われましたか。

- ア 道路が広がることを前提に土地や建物を購入したため。
- イ 今の道路幅では危ないので。
- ウ その他 ()

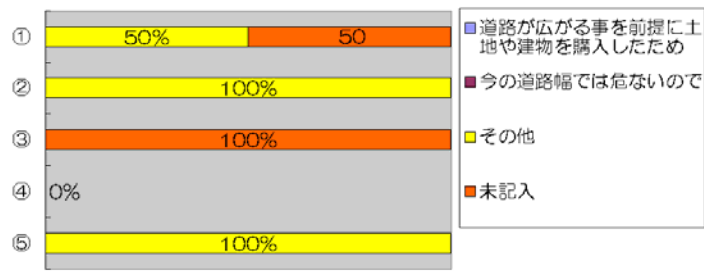
| 番号 | 地域名 |
|----|-------------------|
| ① | 西坂・諏訪ノ森・新大工周辺 |
| ② | 江戸町・桜町・出島・元船・常磐周辺 |
| ③ | 館内・新地・東山手・南山手周辺 |
| ④ | 浜んまち・銅座周辺 |
| ⑤ | 中島川・寺町・丸山周辺 |

| 問9 | 計 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|-----|---|---|---|---|---|---|
| ア | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| イ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ウ | 4 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 未記入 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 計 | 6 | 2 | 1 | 1 | 0 | 2 |

問9：賛同しない理由



問9：なぜ賛同しないのか



その他の内容

- ・今を生かす事を原点到
- ・よくわからない
- ・古いまちなみが減少して、まちの良さが変わるので
- ・交通の便が不便という声が若者の間で多かったため

浜ぶら魅力アップ事業（社会実験）

浜ぶら魅力アップ事業報告書

浜ぶら魅力アップ実行委員会

1 はじめに

長崎市において、平成18年度から2カ年にわたりまちなか再生計画策定検討委員会を立ち上げ、市民が誇りに思えるまちなか(旧市街地)の再生について、外部委員により議論しているところである。その中で重要な再生の視点である賑わいの再生方策について、委員から出された意見(施策)の効果検証及び今後の導入に向けての課題や判断を行うため、関係機関による実行委員会を組織し、社会実験を実施した。

2 社会実験の内容

賑わい、滞留空間の創出(来街者への浜ぶら環境の向上)の手段の検証することを目的にオープンカフェ、子ども一時保育及び荷物一時預かりの3つの社会実験を実施した。

表1 社会実験の概要

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|---|---|---------|-----|---------|-----|---------|-----|
| ●実施目的 | 賑わい、滞留空間の創出(来街者への浜ぶら環境の向上)の手段の検証 | | | | | | | | |
| ●実施主体 | 浜ぶら魅力アップ事業実行委員会 | | | | | | | | |
| ●事務局 | 長崎市商業貿易課・まちづくり推進室 | | | | | | | | |
| ●構成員 | 浜んまち6商会、長崎市子育て支援ネットワーク連絡会、長崎商工会議所、長崎市 | | | | | | | | |
| ●実施期間 | 平成19年7月28・29日、8月4・5日、11・12日(土日計6日間) | | | | | | | | |
| ●実験内容 (実験場所) | <ul style="list-style-type: none"> ・オープンカフェ(観光通アーケード内 ドトールコーヒーショップ観光通り店・喫茶ウミノ・梅月堂本店)／テーブル設置数 計6基(1店舗当り2基) ・子供一時保育 ちびっこルーム(浜市アーケード内 浜んまちガーデン <ABCマート2階>) ・荷物一時預かり(観光通アーケード内 喫茶雅叙あと) | | | | | | | | |
| ●サービス ・利用時間 ・提供方法 | オープンカフェ | ・11時～20時(9時間) ・料金:各店舗のメニューによる | | | | | | | |
| | 子ども一時保育 | ・10時～17時(7時間) ・料金:500円/時間(最大3時間) ・受け入れ対象年齢:生後6ヶ月～3歳未満 | | | | | | | |
| | 荷物一時預かり | ・12時～20時(8時間) ・料金:100円/回 ・預かり条件:生もの、ペット、貴重品、現金、危険物など以外 | | | | | | | |
| ●検証方法 | ・利用者アンケート調査 (実験に対する利用者の満足度を調査) | 回答者 | <table border="1"> <tbody> <tr> <td>オープンカフェ</td> <td>61名</td> </tr> <tr> <td>子ども一時保育</td> <td>19名</td> </tr> <tr> <td>荷物一時預かり</td> <td>11名</td> </tr> </tbody> </table> | オープンカフェ | 61名 | 子ども一時保育 | 19名 | 荷物一時預かり | 11名 |
| | オープンカフェ | 61名 | | | | | | | |
| | 子ども一時保育 | 19名 | | | | | | | |
| | 荷物一時預かり | 11名 | | | | | | | |
| | ・歩行者アンケート調査 (実験に対する来街者の満足度を調査) | 回答者:765名 | | | | | | | |
| ・商店街アンケート調査 (実験に対する商業者の満足度を調査) | 回答者:152名(浜んまち6商会) | | | | | | | | |
| ・歩行者通行量調査 (実験による歩行者通行量の動向調査) | 調査地(大丸・市丸・三菱東京UFJ銀行前) | | | | | | | | |
| ・オープンカフェ出店協力店舗調査 (売上げ・利用者数の調査) | 3店舗調査 | | | | | | | | |
| ●広報方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報チラシ(A4両面カラー 3,500枚 商店街・関係機関へ配布) ・広報誌(広報ながさき、子育てネットながさき、会議所ニュース、ザながさき) ・ホームページ(長崎市、長崎市社会福祉協議会、浜んまち.com、長崎商工会議所) ・立て看板(アーケード入り口・中央部 計5箇所、ちびっこルーム・荷物一時預かり前) | | | | | | | | |



●オープンカフェ(利用者数:141名)

【梅月堂】



【喫茶ウミノ】



【ドール】



(2)子ども一時保育(利用者数:32名) 場所:浜んまちガーデン(ABC マート2階)



(3)荷物一時預かり(利用者数:16名) 場所:観光通りアーケード内空き店舗(喫茶雅叙あと)



図1 社会実験の場所・状況図

3 社会実験実施の結果

3.1 利用者状況結果(表 2)

(1)オープンカフェ

- ・6日間の利用者は141人であった。神戸市三宮オープンカフェ社会実験の利用者は、600人程度(利用者アンケート件数と利用人数から想定)であり、神戸市の実施期間(時間)とテーブル数が浜ぶら魅カアップ事業と比べそれぞれ4倍程度であることを考慮すれば、利用者数は神戸市の結果に引けを取らないと思われる。
- ・利用者は、女性が60%、年代別では30代が37%と最も多かった。

(参考)

- 浜ぶら魅カアップ事業(実施期間:6日間、店舗数:3店舗、テーブル数6基)
- 三宮オープンカフェ社会実験(実施期間:31日間、店舗数:8店舗、テーブル数25基)

(2)子ども一時保育

- ・6日間の利用者は32人であり、利用者予測40人とほぼ同程度の結果が得られた。
- ・利用者の年代は、30代が63%と最も多く、次に20代が33%と続いた。
- ・1人当たりの利用時間は、2時間弱(1.7時間/人)であった。

(3)荷物一時預かり

- ・6日間の利用者は16人であり、利用者予測の100人と大きな差異があった。
- ・利用者は、女性が65%、年代別では40代が36%と最も多かった。

表 2 利用状況結果(6日間)

| 項目 日程 | オープンカフェ | 子ども一時保育 | | 荷物一時預かり |
|----------|---------|---------|----------|---------|
| | 利用者数(人) | 利用者数(人) | 利用時間(時間) | 利用者数(人) |
| 7月28日(土) | 19 | 3 | 5.5 | 1 |
| 7月29日(日) | 36 | 5 | 8.0 | 1 |
| 8月4日(土) | 20 | 9 | 14.5 | 2 |
| 8月5日(日) | 16 | 4 | 4.0 | 1 |
| 8月11日(土) | 17 | 6 | 13.5 | 6 |
| 8月12日(日) | 33 | 5 | 7.0 | 5 |
| 計 | 141 | 32 | 53 | 16 |
| 平均(／日) | 23.5 | 5.3 | 8.8 | 2.7 |

3.2 アンケート調査結果

利用者アンケート調査、歩行者アンケート調査及び商店街アンケート調査より、利用者、歩行者(来街者)及び商業者の方々の3つの社会実験に対する評価と継続意向の結果を図2から図4に示す。

(1)オープンカフェ(図2)

利用者の95%が「良い試みと思う」と評価している一方で、歩行者で44%、商業者で36%と「良い試みと思う」と評価している割合がかなり低い。「継続してほしい」という意向は、評価と同様に利用者において90%と高いが、歩行者では43%と低い。商業者の「継続してほしい」という意向は65%と3つの実験の中で最も高いが、歩行者との意識の差も最も大きい。また、商業者は「良い試みと思う」という評価が36%と最も低い、逆に「継続してほしい」という意向は65%と最も高いのは特徴的である。

出店協力した3店舗は、継続においては3店舗とも「改善次第では継続してほしい」という結果であった。改善理由は、春や秋の実施時期の変更を挙げている。

利用者からはベビーカーなどの子ども連れやペット連れでも立ち寄りやすいなどの意見があり、利用者層を広げる効果の一つともいえる。

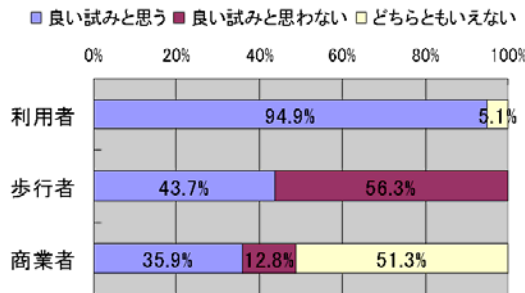


図 2.1 オープンカフェの評価

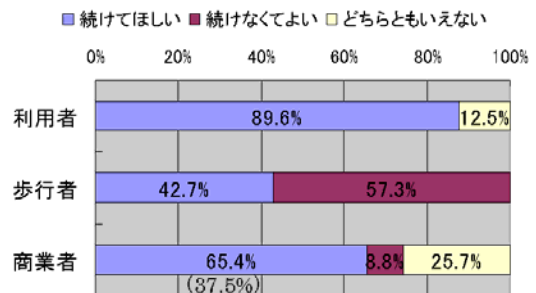


図 2.2 オープンカフェの継続意向

注)歩行者の「良い試みと思わない」と「続けなくてよい」の回答は、「どちらともいえない」も含む。

商業者の「続けてほしい」の回答は、「改善次第では続けてほしい」も含む。()はその割合を示す。

(2) 子ども一時保育(図3)

利用者の全員が「良い試みと思う」「継続してほしい」と高い結果を示しているが、歩行者ではオープンカフェと同様に4割程度と低い。事業者の「良い試みと思う」という評価は45%と低いが、「継続してほしい」という意向は58%あり、取り組むサービスとして一定の継続意識があると考えられる。

利用者の評価は、ベビーカーで出入りしやすい1階又はエレベーターでの出入りできる場所での実施、一定の買い物での割引サービスの実施等を希望する意見、また、平日実施や子どもの対象年齢・保育時間を広げて欲しいなどの意見がなされた。

料金的には利用者のほとんどが500円/時間という料金設定を「適当である(37%)」、「安い(58%)」と評価しており、サービス料金としては適当であると考えられる。

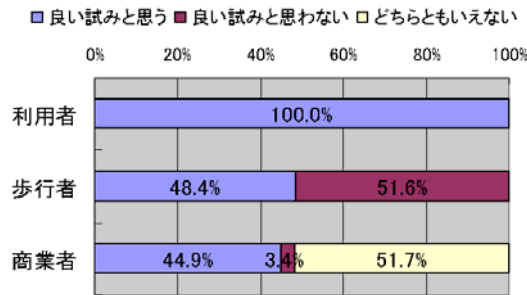


図 3.1 子ども一時保育の評価

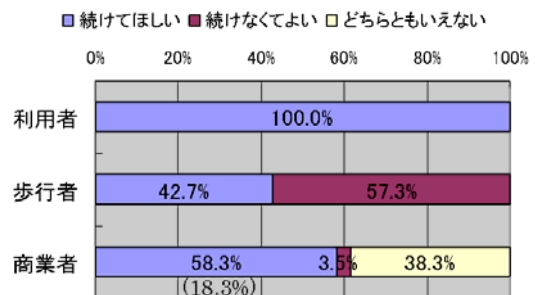


図 3.2 子ども一時保育の継続意向

(3) 荷物一時預かり(図4)

利用者の90%が「良い試みと思う」「継続してほしい」と高い結果を示している。歩行者の中では、「良い試みと思う」「継続してほしい」がともに63%と3つの社会実験で最も高い結果を示している。事業者の「継続してほしい」という意向は64%と高く、歩行者の継続意向の結果と意識が共通している。

利用者の全員が100円/回という料金設定を「適当である(45%)」、「安い(55%)」と評価しており、サービスが有料であることの消費者側の受け入れが認められる。

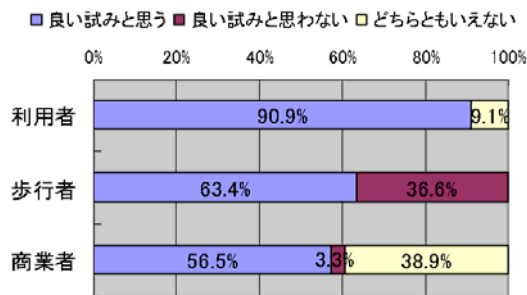


図 4.1 荷物一時預かりの評価

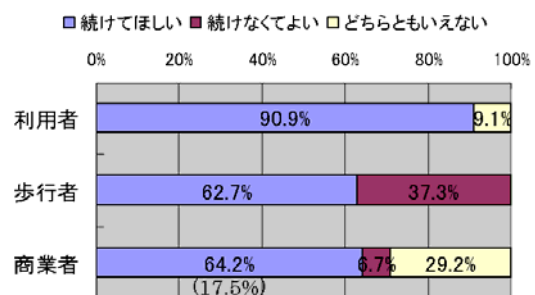


図 4.2 荷物一時預かりの継続意向

3.3 歩行者通行量調査結果(図 5)

歩行者通行量は、7月29日、8月5日、8月12日の日曜日の3日間実施し、3日間を平均した歩行者通行量の結果を図5に示す。

社会実験中の歩行者通行量(平均)は、平成18年(日曜日)と比較して、3地点合計(-1,272人/8h、約2%減少)でほとんど変化がなく、社会実験による歩行者通行量の増加効果はみられなかったと思われる。

調査地点別に歩行者通行量(平均)を見れば、三菱東京UFJ銀行前で2,964人/8h(約10%)減少しているが、オープンカフェと荷物一時預かりを実施している観光通りでは、大丸前で1,214人/8h(約10%)、市丸前で477人/8h(約3%)増加しているが、利用者数から考えて社会実験の効果とは言い難い。

また、日程別による調査地点の歩行者通行量は、8月12日の大丸前で13,990人と3日間の歩行者通行量(平均)より約1割程度多かったほかは、平均歩行者通行量との差は±5%程度でありほとんど変わらなかった。

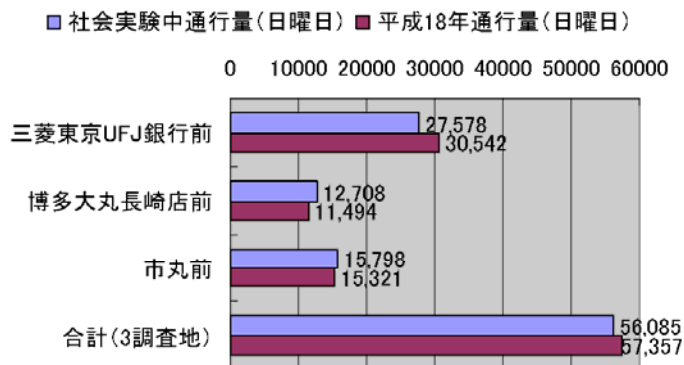


図5 歩行者通行量(平均)

注)平成18年データ出典『長崎市内商店街歩行者車通行量調査(長崎商工会議所・長崎市立長崎商業高等学校)』

4 社会実験の課題と今後の展開

4.1 オープンカフェ

(1)課題

①実施時期の変更(図6)

事業者意見によると、改善すべき点として、実施の時期やタイミングに関する項目が多く選ばれた。その背景として、今夏の猛暑の影響で、アーケード内の環境がオープンカフェに適さなかったことも一つの要因として挙げられる。オープンカフェの継続意向は65%と高いもののその内半数以上は改善次第で継続してほしいという意見であった。その理由は図7に示すように「イベントにあわせて実施する(22%)」、「時期を変更する(21%)」、「宣伝・広報が足りない(19%)」の順であった。また、出店協力店(3店舗)の店舗内来店者に聞き取り調査を行ったところ、外が暑かったことを理由にオープンカフェを利用しなかったことを挙げている。

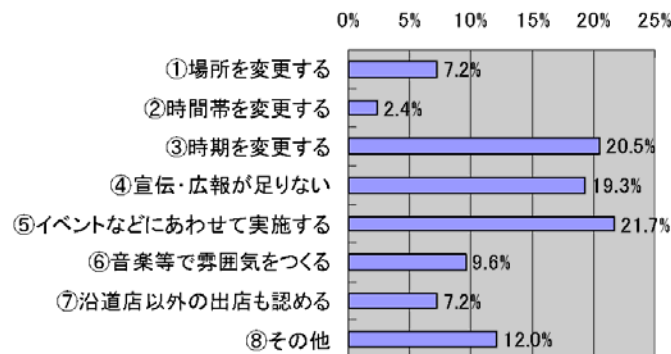


図6 商業者からのオープンカフェの改善すべき点

②出店店舗の確保(通りの雰囲気づくり)

今回の参加が3店舗と数が少なく、賑わいの雰囲気づくりの連続性が足りなかったことから、出店店舗の確保が課題として挙げられる。出店条件は現に商店街で飲食店(喫茶・軽食)を提供できるアーケード沿道の店舗等として募集をかけたところ、10店舗中3店舗の募集しか得られなかった。原因としては、店舗が2階である物理的な問題とオープンカフェを運営する人件費の問題であった。物理的な問題は商店街以外から公募等により公平に募集をかける方法もあるが、商店街との合意形成に問題も残る。オープンカフェの目的は、個店の売上げ増加という収益活動でなく、通りの雰囲気づくりのまちづくりの一環として行うものであったが、実績の見えない取り組みには参加できないことが実情であった。今回の結果である店舗においては前月同週同曜日の売上げと比べ、2倍程度売上げが伸びたところがありやり方によっては個店イメージアップの相乗効果の可能性もあり、出店店舗の確保につながる可能性もある。

③道路空間活用のルールづくり

オープンカフェを継続的・反復的に行うためには道路が収益活動の場にならないようなルールづくりが必要である。道路占用許可、道路使用許可の行政側によるルールづくりだけでなく、神戸市の事例にあるような「協定道路制度」など商店街と道路活用のルールづくりも必要となると思われる。また、今回は社会実験という短期的な取り組みであったため道路占用料の徴収を行わなかったが、道路活用の公共性を守るためにも横浜市等の事例にあるような道路占用料を徴収して実施していくことも視野に入れて考える必要もある。

(2)今後の展開

今後、実現化していくためには、今回の実験に留まるのではなく実施時期の変更、現在実施しているイベントとの連携、コミュニティFMなどの情報メディアの活用による宣伝効果の向上など上記課題の解決に向けた実験の取り組みによる効果の検証を継続して実施していくべきと考える。

また、道路空間活用のルールが単なる規制だけでなく、維持管理のための公共用地美化活動支援事業(アダプト制度)や指定管理者制度と活用のための許可手続きの簡素化の仕組みを合わせ、地域の魅力を高められるような地域活動と一体となった活用を円滑に進める仕組みづくりも考えていく必要もある。

4.2 子ども一時保育

(1) 課題

① 平日実施による効果検証

子ども一時保育は、利用者層が乳幼児を持つファミリー層に限定されることから、歩行者全体の評価は3つの社会実験の中でもっとも低かったが、短期間の実験のわりに利用者数からは一定の需要効果はあるのではないと思われる。そのため、今回は休日の利用のみの取り組みであったが、図7に示すように利用者や商業者ともに子どもの面倒を見てもらえる人がいない平日の利用を多く望んでいることから、商店街等が平日の実験にもまず取り組んでいくことが望まれる。

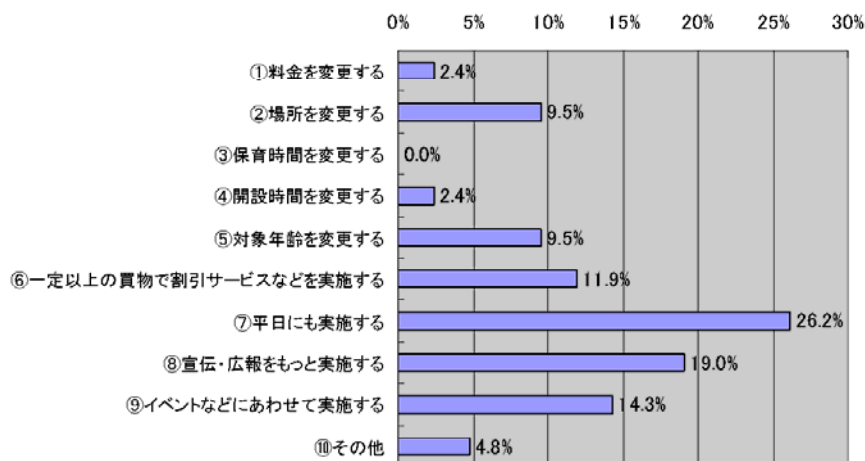


図7 商業者からの子ども一時保育の改善すべき点

② 事業採算性への確保

継続運営に向けた課題としては、採算性の確保が挙げられる。今回の子ども一時保育での平均利用者数は1日5.3名(8.8時間:4,375円/日)であり、実験内容(受け入れ時間帯:10時~17時、面積:30㎡、保育士:3名、子ども受け入れ:最大6名)と同様の一時保育を行う場合、家賃を除いた人件費・高熱水費等だけでも1日あたり20人(33時間:16,600円/日)程度の利用者がなければ採算ラインを割ることになり、今回の実験の約4倍の利用者がいない限り利用者の料金収入のみによる採算性の確保は難しい結果となった。

(2) 今後の展開

今回の社会実験は短期間であり周知不足の感も否めないが、平日利用及び子ども受け入れの対象年齢を広げるなど改善・継続していくことでサービスが認識され、利用者数が増加していく余地はあると思われる。また、消費者に浜んまちを中心商店街であるまちとして認識してもらうためには、子どもの頃からの家族での買い物体験がどのようなものであるかが大変重要であり、乳幼児を持つファミリー層への今後の更なる来街増を図る方策が求められる。子ども一時保育のみで運営することは、採算性など課題はあるが、広告などを活用した協賛金などの募集や百貨店から個店まで商店街組合の取り組みと捉え、サービス実施における個々の負担金を抑える方法を検討する必要がある。また、親子ふれあいの場として様々な教室・研修の開催や一定の買い物客に対する割引サービスの実施など様々なファミリー層の来街促進方策も併せて検討することが望まれる。

4.3 荷物一時預かり

(1) 課題

① 実験評価と利用者数との違い(利用者の需要はあるのか)

荷物一時預かりは、利用者、歩行者、商業者の全てにおいて評価と継続意向が高かったが、利用者の増加につながっていない課題がある。利用者はあれば助かるサービスであると認識しているものの、通りを行き交う歩行者の方があまり大きな荷物を持っていないなど実際利用するかどうかは評価とは別物であった。今回の荷物保管場所は空き店舗に簡易的に机等を設置しただけで、利用者に安心感を十分に与えておらず、利用につながらなかったという課題もある。また、仲見世8番街のコインロッカーもあまり利用されておらず、利用者に対して需要があるサービスであるかどうかはこの実験だけでは判断できるものとはいえない。

② サービス提供方法の改善(図8:平日にも実施、宣伝・広報、割引サービス)

サービス実施方法については、利用者からは自宅あるいは駐車場への配送という意見が多く、また冷蔵機能への要望もあった。商業者からの改善すべき意見は「平日にも実施する」(23%)が最も高く、続いて「宣伝・広報をもっと実施する」(21%)、「一定以上の買物で無料や割引サービスを実施する」(17%)の順番であった。その他のコインロッカー形式によるサービス提供の提案もあった。結果として期間前半は利用が伸びなかったものの、最終週にはテレビニュースで取り上げられた効果も加わり利用者の増加がみられたことから、実験期間の短さや宣伝・広報及び商店街内での周知徹底に課題を残したと言える。

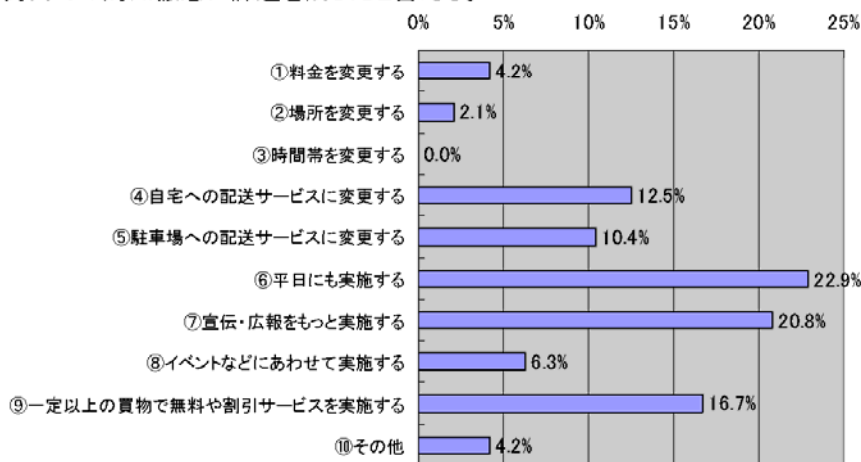


図8 商業者からの荷物一時預かりの改善すべき点

(2) 今後の展開

今後取り組むにあたっては、評価と継続意向も高いことから、上記に示した課題を考慮し、商店街での研究を重ね新たなサービス方法を研究し、サービス定着のためにも長期間での検証による商店街での実施に向けた取り組み検討が望まれる。その際には、円滑な継続運営の点からもサービスの有料提供及び付加機能の研究や百貨店などのコインロッカーや手荷物預かり、ポーターサービスの利用状況調査も必要であると思われる。

5 まとめ

3つの取り組み全てにおいて、商業者の継続意向は6割前後と高く、商店街ぐるみで実施するサービスとして評価がなされているようである。今後は上述した課題を解決していく方法を研究し、継続的に実施していくことが望まれる。

どの取り組みも各個店レベルでは対応が難しいサービスであり、今後、ルールづくりや取り組みへの認識の共有化なしには実現化は困難である。商店街においては、浜んまちのさらなる魅力向上として商店街全体のサービスの取り組みととらえ、その中で既に組織化されている商店街組織を最大限に活用し、これら3つの取り組みをはじめ、今後も消費者をまちに引き付ける活動を研究し実施していくことが望まれる。

その際には、この社会実験により得た関係機関との連携を継続していき、本報告を活用いただきたい。

表3 社会実験の検証

| | 利用状況(需要) | 実験の評価 | | 実験の継続 | | 今後の展開 |
|---------|----------|-------|------------|-------|------------|---------------------|
| | | 利用者 | 歩行者 商業者 | 利用者 | 歩行者 商業者 | |
| オープンカフェ | 需要あり | 高い | 低い | 高い | 低い | 改善方法を研究し、継続を望む |
| 子供一時保育 | 需要あり | 高い | 低い | 高い | 低い | 平日にも実施し、採算性の効果検証を望む |
| 荷物一時預かり | 需要あまりない | 高い | 高い | 高い | 高い | 本当に必要なサービスか判断が必要 |

注) 評価・継続(60%以上:高い、50~60%未満:ふつう、50%未満:低い)

まちなか交通環境社会実験（社会実験）

まちなか交通環境改善社会実験の実施結果について

1. 実験の概要

実験の目的

本市のまちなかの一部である八幡町、麹屋町地区においては、幹線道路の渋滞を避けて流入する通過交通が多いと思われ、また、車両の相互通行により、十分な歩道空間が確保できておらず、二輪車、自動車が幅轆し、そこで生活する人々や通学する児童及び観光客にとって、危険な状況にあるなどの問題がある。

そこで、地区内に既に存在している密な道路網を活かし、道路を一方通行化することにより歩行者の安全性向上を図るとともに、幅轆している車両交通の円滑化を図り、さらに実験の効果及び影響を検証して地区内の将来的な道路整備のあり方を検討するため、一部路線において交通規制の変更による社会実験を実施した。

実験の内容等

・交通規制の変更

- ① 中通り 「一方通行化」 (八幡町7-7前から麹屋町6-26前)
- ② 川端通り 「一方通行化」 (麹屋町1-4前から八幡町3-15前)

・歩行空間の確保

一方通行化した区間に「白色ラインテープ」、「カラーコーン」により明示

・交通誘導員、看板等配置

交通誘導員の配置

- 「案内看板」(立て看板)の設置
- 「規制表示看板」の設置
- 「バリケード看板」の設置
- 「白色ラインテープ」の貼付
- 「カラーコーン」の設置



スケジュール

実施日時

- 平成19年7月26日(木) 12時(正午)より
- 平成19年8月1日(水) 21時まで 7日間(昼夜連続)

実験の周知

- チラシ・・・(7月上旬より自治会、関係機関・事業所等で配布・回覧)
- 路上看板(「事前周知看板」)・・・(7月中旬設置)
- 広報誌・・・(広報ながさき7月号掲載)
- ホームページ・・・(7月17日掲載)
- 新聞・・・(長崎新聞7/7日記事掲載)
- テレビ・・・(「週刊あじさい」7月22日(日)にKTN、NCC放送)
- マスコミPR・・・(7月中旬投げ込み)

実験の調査

・交通実態調査

- 交通量調査(実験前7月19日、実験中7月31日)
- 通過交通量(車両ナンバー)調査(実験前7月10日、実験中7月31日)
- 渋滞長調査(実験前7月24日、実験中8月1日)

・アンケート調査

対象：地元住民、一般市民、ドライバー、地元保育園、事業所



交通社会実験実施図



2. 交通実態調査結果

交通量調査結果

社会実験前と実験中の断面交通量(台/12H)の変化(7~19時)

| 調査地点(方向など) | 実験前 | 実験中 | 増減 |
|-------------|-------|-------|------|
| 鍛冶屋町(寺町通り) | 4,108 | 4,039 | -69 |
| 常盤橋(川端通り) | 1,531 | 1,676 | +145 |
| すずき原橋(川端通り) | 4,332 | 4,732 | +400 |
| 高麗橋(川端通り) | 3,675 | 4,367 | +692 |
| 高麗橋(中通り) | 2,425 | 2,097 | -328 |

通過交通量調査結果

調査日:平成19年7月10日(実験前)

| 流入 | | 流出 | | |
|-----------------|-----------|----------------|-----------------|-------------|
| 箇所・台数 | 芋原橋 台数 | 高麗橋(中通り) 台数 | 高麗橋(川端通 り)台数 | 計 台数・(%) |
| 鍛冶屋町 1988台 | 684台 | 515台 | 39台 | 1238台(62%) |
| 常盤橋 752台 | 96台 | 42台 | 164台 | 302台(40%) |
| すずき原橋 935台 | | 78台 | 478台 | 556台(60%) |
| 高麗橋(中通り) 232台 | 65台 | | 18台 | 83台(36%) |
| 高麗橋(川端通り) 1082台 | 736台 | 51台 | | 787台(73%) |
| 計 4983台 | 1581台 | 686台 | 699台 | 2966台(60%) |

調査日:平成19年7月31日(実験中)

| 流入 | | 流出 | | |
|----------------|-----------|----------------|-----------------|-------------|
| 箇所・台数 | 芋原橋 台数 | 高麗橋(中通り) 台数 | 高麗橋(川端通 り)台数 | 計 台数・(%) |
| 鍛冶屋町 1866台 | 653台 | | 396台 | 1049台(56%) |
| 常盤橋 792台 | 111台 | | 201台 | 312台(39%) |
| すずき原橋 950台 | | | 402台 | 402台(42%) |
| 高麗橋(中通り) 1249台 | 661台 | | 75台 | 736台(59%) |
| 計 4857台 | 1425台 | | 1074台 | 2499台(52%) |

渋滞長調査結果

- ・調査地点4箇所(中央橋、常盤橋、馬町、中通り)において、実験前及び実験中で、目立った渋滞は発生しなかった。
- ・滞留長(信号待ちの車列の長さ)については、常盤橋及び馬町において視測を行ったが、実験前及び実験中で、目立った変化は見られなかった。

3. アンケート調査結果

(1) 内容

- ①調査項目：
・回答者個人の状況について
・実験を知っていたかについて
・通行頻度について
・利用道路の変化について
・自動車の混雑状況について
・交通事故に対する安心感について
・にぎわいについて
・沿道の環境（騒音、振動、路上駐車など）について
・歩道の設置、拡幅について
・一方通行化について
・道路拡幅（中通り）について
- ②調査対象：地元住民、一般市民、ドライバー（タクシー、トラック）、事業所
地元保育園

(2) 結果

アンケート調査は、対象者で大きく分類して、地元向け・一般向け・保育園利用者向け・運送事業者向け・事業所向けに作成した調査票を用い、一般向けを除き、実験終了後に実施した。

一般向けについては、実験開始後より長崎市ホームページ内から調査票をダウンロードできるよう設定していたものの、残念ながらこの分での回答を得ることはできなかったが、本市職員へ広くアンケートへの協力を求めたところ、567 通の回答を得ることができた。

また、より実験期間中の生の声を聞くため、7月28日及び7月29日において現地での聞き取り調査も行っている。

配布と回収および分析等のため、集計した数は次のとおりである。別紙【集計表】参照

| 区 分 | 配布数 | 回収数 | 回収率 | 集計数 | 備 考 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 地元向け | 1,000 | 398 | 39.8% | 377 | 自治会依頼 |
| 一般向け | — | 632 | — | 577 | 庁内、聞き取り |
| 保育園向け | 150 | 82 | 54.7% | 82 | 友愛八幡町保育園 |
| 運送向け | 1,230 | 874 | 71.1% | 855 | タクシー、トラック |
| 事業所向け | 80 | 37 | 46.3% | 37 | 郵便、ガス等 |
| 計 | 2,460 | 2,023 | | 1,928 | |

※本アンケートにおいては、純粹にアンケートへの回答いただいているものを抽出したため、回答者が地区内の交通の混雑が実験期間中どのように変化したと感じたのかが重要な項目であると判断し、当該質問に未回答である票を除外して集計した。

《自由意見》

全体で、488 通の意見をいただいた。

様々な意見があるが、ひとつの分類として、今回の実験の基本的内容である「中通りの一方通行」についての意見を集計すると、一方通行に肯定的な意見が 101 件、否定的な意見が 97 件であった。

多かった意見をまとめると、

「一方通行」よりもまず「駐車違反」の対策をすべきではないか。

実験中、これまでより車両がスピードを出していた。危なかった。

歩行スペースが明示されていたので、歩きやすかった。

今のままで良い。

本格的に一方通行にしてほしい。

川端通りの歩道（特にタイコ橋部分）は何とかならないか。

売り上げが減少して困った。

などである。

4. 実験結果のまとめ

今回の社会実験については、実験方法による本格的実施を意図して行ったものではなく、歩行者優先のみちづくりの検討をするため、安全で円滑な交通処理を図るためのひとつの方策として、その効果及び影響の検証を行おうとしたものである。

そのようなことから、社会実験期間が夏休み中ということもあり、交通量の総数自体が通常の時期より少ないと考えられるものの、相応の結果は得られていると思われる。

「交通量調査」の結果については、実験前と実験中を比較すると、磨屋地区へ出入りする車両は、若干ではあるが減少している。これは、一方通行化により今まで通行していた方向に進入できなかったことや、仮設歩道の設置により車が通るスペースが狭くなり多少通りにくくなったことも起因していると思われる。

このことは、「通過交通量調査」の結果において、社会実験中の通過している車両の台数・割合が、実験前の地区内に流入する台数との差と比べても低いということからも推測できる。

また、「滞留長調査」からも、今回の社会実験が周辺道路及び地区内道路の交通に影響を及ぼしたということはほとんど確認できなかったといえる。

「アンケート調査」からは、残念ながら、一概に当該地区の道路のあり方を導いてくれるものにはならなかった。

今回の社会実験の検証目的である歩行者の安全性向上という点においては、実験において歩行空間は確保したものの安全面の措置が十分に取れなかったことに起因すると思われる意見も寄せられたが、安全性に配慮した空間づくりができれば十分向上するものと思われる。

車両交通の円滑化の点においては、通過交通は若干ではあるが削減できており、一方通行化によって一定方向の車の流れが出来たことにより、交通の円滑化もある程度図れたのではないかと考えられる。

このことから、今回の社会実験の方法は最良とはいえないものの、一方通行化は、当地区の交通環境改善に対して一定の効果を期待できる手法であり、時間帯によって交通量の変化が生じていることから、時間制による規制についても検討の価値があるものと思われる。

なお、道路利用者の多種多様な考えが「アンケート調査」より明らかとなり、今回の調査結果の各種資料については、今後の当該地区をはじめとする「みちづくり」について議論を進めていくうえでの貴重な資料になるものと思われる。

※ 実験期間中の特記事項

7月26日から7月29日まで、長崎市公会堂において、九州吹奏楽コンクールの長崎県予選が開催されたため、7月27日（金）の夕方の時間帯については、参加団体を迎えに来た大型バスが、市民会館横に数台駐車したことに加え、帰宅時間のラッシュと重なったため、市民会館横から大黒町麴屋町線を越え、寺町通りの諏訪小学校付近まで渋滞が発生した。